
平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会

検討報告書

平成 30 年 4 月
板橋区教育委員会

目 次

第 1 章 板橋区における保幼小中連携教育

1 保幼小中連携教育と学びのエリア	1
2 小中連携教育を支えるカリキュラム	2
3 学びのエリアの現状	3
4 学びのエリアにおけるこれまでの取組と成果	7

第 2 章 板橋区が進める小中一貫教育

1 小中一貫教育が求められる背景・理由	12
2 小中一貫教育に関する制度類型	13
3 「板橋区教育ビジョン 2025」と小中一貫教育	15
4 板橋区における小中一貫教育の目的	16
5 板橋区における小中一貫教育の考え方	17
6 学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進	19

第 3 章 具体的な取組

1 学びのエリアの見直し	20
2 9 年間のめざす子ども像及び基本方針の設定・共有	21
3 板橋区小中一貫カリキュラムの作成	23
4 9 年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成	25
5 学びのエリアにおける組織づくり	26
6 学びのエリアにおける教員、及び児童・生徒の交流	27

第 4 章 板橋区における小中一貫教育を推進するために

1 小中一貫教育推進のための役割分担	28
2 小中一貫教育とコミュニティ・スクール	29
3 学校施設整備計画との整合性	30
4 小中一貫教育における課題	30
5 今後のスケジュール	31

参考資料

1 「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」における検討状況	32
2 小中一貫教育における施設面の検討	34
3 板橋区における小中一貫教育校の施設規模の検討	38
4 小中一貫教育に関する検討会設置要綱	45
5 小中一貫教育に関する検討体制 組織図（平成 29 年度）	47
6 小中一貫教育に関する検討会 委員名簿（平成 29 年度）	49
7 「中間のまとめ」に対するパブリックコメント（意見募集）について	50
8 小中一貫教育に関する検討会 検討経過（平成 29 年度）	51

第1章 板橋区における保幼小中連携教育

1 保幼小中連携教育と学びのエリア

(1) 学びのエリアとは

板橋区では平成22年度から、全ての区立幼稚園・小学校を区立中学校区ごとに23のエリアに分け、幼稚園・小学校・中学校の連携を強化することとした。また、従来からの幼小中連携教育から保育所を加えた、保幼小中連携教育として推進していくこととし、その際、近隣の公私立保育所・幼稚園とも連携を進め、就学前教育と小学校教育の接続を具体化している。

平成23年度からは、各エリアの特色等に応じて23のエリアごとに、「学びのエリア」としてエリア名を付け、より一層の連携を図っている。

板橋区では、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育の取組の蓄積を踏まえながら、さらに内容を充実・発展させ、学びのエリアを核とした「保幼小接続・小中一貫教育」へとつなげていく。

小中一貫教育を実現するための戦略的な拠点として学びのエリアを位置づけ、今後の取組を進めていく。

(2) 学びのエリアの導入経緯

平成20年3月に新しい幼稚園教育要領と小・中学校の学習指導要領が告示され、幼稚園と小学校、小学校と中学校の接続がより一層重要視されるようになった。板橋区では、平成20年7月に「いたばしの教育ビジョン」を策定し、平成21年3月には「いたばし学び支援プラン」(板橋区教育振興推進計画)を策定した。その中で、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる問題の解決や、一人ひとりの児童・生徒の基礎学力を充実させ、個性を伸張するために、幼・小・中連携教育を推進してきた。

平成19年度から平成21年度までの3年間においては、板橋地区、高島平地区、赤塚地区の3地区を「幼・小・中連携モデル事業」として指定し、研究・実践を進めてきた。板橋地区では、板橋第一中学校と、学区域内にある小学校(板橋第二小学校・板橋第六小学校・板橋第七小学校)とが、地域の特色を生かした連携の在り方を研究・実践した。高島平地区では、隣接する高島第二中学校・高島第二小学校・高島幼稚園が、それぞれの校種間の連携の在り方を研究・実践した。赤塚地区では、校地が同一である赤塚第二中学校と成増ヶ丘小学校が、立地の利点を生かした連携の在り方を研究・実践した。以上の3地区において、それぞれの方式で研究・実践に取り組み、その研究成果を平成22年2月に発表した。

このモデル事業の成果を踏まえ、平成22年度から、各学校(園)を中学校区の23のエリアに分けた取組が、「学びのエリア」として現在まで継続している。

2 小中連携教育を支えるカリキュラム

(1) 幼・小・中一貫指導計画（平成 22 年 3 月作成）

学習指導要領の改訂を踏まえ、平成 20～21 年度の 2 年間、教育課程専門会議を設置し、幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領を基に各教科・領域における各学校（園）の接続について、その考え方や具体的な指導事例を研究した。平成 22 年 3 月には、「幼・小・中一貫指導計画」として冊子にまとめ、区立幼稚園、小・中学校に配付した。この指導計画では、日常の保育や指導を通して接続が図れるよう、教科・領域ごとに、その教科の目標、幼・小・中の接続の意義、義務教育で身に付ける力、小学校学習指導要領改訂のポイント、中学校学習指導要領改訂のポイント、小・中領域別系統表、小・中学校が関連を持たせて指導する事例（6 事例）が掲載されている。

(2) 板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム（平成 23 年 4 月作成）

環境都市宣言をしている板橋区では、平成 20 年 2 月、板橋区環境教育推進プランに基づき、E S D（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視した小中一貫環境教育カリキュラムを策定した。また、環境保全に向けて全区を挙げて取り組むために、環境教育テキスト「未来へ」を平成 21 年 4 月に作成して区立小・中学校に配付し、小学 3 年生から中学 3 年生までの環境教育を教育課程に位置づけて、推進してきた。さらに、平成 23 年 4 月には、就学前からの環境教育を重視し、「幼児・児童・生徒が身に付ける資質・能力・態度」を明確にした 11 年間にわたる「保幼小中一貫環境教育カリキュラム」を作成して、区内全教員に配付した。なお、このカリキュラムについては、平成 25 年 4 月に改訂を行っている。

環境教育は板橋区の強みであり、小中一貫教育を貫くものと考え、引き続き、作成・改訂されたカリキュラムを基に、指導を続けていく。

(3) キャリア教育推進資料（平成 23 年 3 月作成）

区内企業や大学との連携を進めている板橋区では、平成 21 年 3 月策定の「いたばし学び支援プラン」において、キャリア教育の充実が掲げられ、板橋の産業を通して職業観を培うこととしている。自分の生き方を見つめ、自己実現を図る児童・生徒の育成をめざし、小学校・中学校の一貫性を踏まえたカリキュラムとして平成 23 年 3 月に「キャリア教育推進資料」を作成した。また、小中一貫キャリアガイダンス資料「わたしたちの進路－自分づくりの旅へ－」を「小学 5・6 年生」「中学 1・2 年生」「中学 3 年生」と学年段階ごとに作成し、これを基に児童・生徒への指導を行っている。

区内企業と連携したキャリア教育は板橋区の強みであり、環境教育と同様、小中一貫教育を貫くものである。これからの時代に求められるチャレンジ精神やリーダーシップなどを育むアントレプレナーシップ教育の視点を板橋のキャリア教育に取り込みながら、指導を続けていく。

3 学びのエリアの現状

(1) 学びのエリア一覧

「学びのエリア」は、中学校1校に近隣の区立幼稚園、小学校で構成されており、23のエリアに分けられる。

平成29年4月1日現在の学びのエリアは、次のとおり。

表 1-1 学びのエリア一覧 (平成29年4月1日現在)

	学びのエリア名	中学校	小学校・幼稚園
1	板橋地区大山駅周辺 いきいき学びのエリア	板一中	板二小・板六小・板七小
2	夢がつながる 学びのエリア	板二中	板五小
3	あい i 学びのエリア	板三中	板一小・板八小・板九小・中根橋小
4	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア	板五中	板四小
5	白梅 学びのエリア	加賀中	金沢小・加賀小
6	しみず 学びのエリア	志一中	志一小・志三小・富士見台小
7	小豆沢 学びのエリア	志二中	志二小・志四小
8	蓮根小中連携 学びのエリア	志三中	志六小・蓮根小・蓮二小
9	FLC 学びのエリア (四つ葉のクローバー、fight・learn・clean)	志四中	志村小・志村坂下小・北前野小・緑小
10	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア	志五中	舟渡小
11	西台 学びのエリア	西台中	志五小・高六小
12	さくら草 学びのエリア	中台中	中台小・若木小
13	せせらぎ 学びのエリア	上一中	上板小・常盤台小・弥生小
14	上二・大谷口 学びのエリア	上二中	上二小・大谷口小
15	M34 学びのエリア (ムサシ:スカイツリーにちなみ)	上三中	前野小・上四小
16	桜川 学びのエリア	桜川中	桜川小
17	「希望の泉」 学びのエリア	向原中	板十小・向原小
18	健やかに育つ 学びのエリア	赤一中	紅梅小・北野小・徳丸小
19	賢くなります 学びのエリア	赤二中	成増小・成丘小・三園小
20	赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、かっぱつな こどもが育つ)	赤三中	赤塚小・赤新小・下赤塚小
21	ニコニコ4 スマイルパートナー 学びのエリア	高一中	新河岸小・高一小・新河岸幼
22	高島なかよし通り 学びのエリア	高二中	高二小・高島幼
23	みどりの 学びのエリア	高三中	高三小・高五小

(2) 学びのエリアと通学区域の状況

表 1-2 学びのエリアと通学区域 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

中学校	板橋一中		板橋二中		板橋三中		板橋五中		
エリア名称	板橋地区 大山駅周辺 いきいき学びのエリア		夢がつながる 学びのエリア		あい i 学びのエリア		板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		板橋二小	板橋一小	板橋五小	板橋五小	板橋八小	板橋八小	板橋四小	板橋四小
		板橋六小	板橋二小		板橋六小	板橋九小	板橋九小		
		板橋七小	板橋六小		板橋十小	中根橋小	中根橋小		
			板橋七小		板橋九小	弥生小	弥生小		
地域センター	板橋・熊野・仲宿・仲町		熊野・仲町		仲宿・仲町・富士見		板橋		

中学校	上板一中		上板二中		上板三中		桜川中		
エリア名称	せせらぎ 学びのエリア		上二・大谷口 学びのエリア		M34 学びのエリア (ムサシ:スカイツリーにちなみ)		桜川 学びのエリア		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		常盤台小	常盤台小	上板二小	上板二小	前野小	上板小	桜川小	桜川小
		弥生小	弥生小	大谷口小	大谷口小	上板四小	前野小		
		上板橋小	上板橋小		板橋十小	常盤台小	上板四小		上板橋小
			大谷口小		大谷口小	中台小			上板四小
地域センター	仲町・常盤台・桜川		大谷口・桜川		常盤台・前野		常盤台・桜川		

中学校	加賀中		志村一中		志村二中		志村三中		
エリア名称	白梅 学びのエリア		しみず 学びのエリア		小豆沢 学びのエリア		蓮根小中連携 学びのエリア		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		金沢小	金沢小	志村一小	常盤台小	志村二小	志村二小	志村六小	志村六小
		加賀小	加賀小	志村二小	志村一小	志村三小	志村三小	蓮根小	蓮根小
		板橋一小	板橋一小	志村三小	志村二小	志村四小	志村四小	蓮根二小	蓮根二小
		志村三小	志村三小	富士見台小	富士見台小			志村坂下小	志村坂下小
地域センター	板橋・仲宿・富士見・清水		清水・前野		清水・志村坂上		蓮根		


中学校	向原中		赤塚一中		赤塚二中		赤塚三中		
エリア名称	「希望の泉」 学びのエリア		健やかに育つ 学びのエリア		賢くなります 学びのエリア		赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、 かっぱつな こどもが育つ)		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		向原小	向原小	北野小	北野小	成増ヶ丘小	成増ヶ丘小	赤塚小	赤塚小
		板橋十小	板橋十小	徳丸小	徳丸小	成増小	成増小	下赤塚小	下赤塚小
				紅梅小	紅梅小	三園小	三園小	赤塚新町小	赤塚新町小
				下赤塚小	下赤塚小	赤塚小	赤塚小	紅梅小	紅梅小
地域センター	大谷口		徳丸		成増		下赤塚		

中学校	志村四中		志村五中		西台中		中台中		
エリア名称	FLC 学びのエリア (四つ葉のクローバー、 fight・learn・clean)		志村五中・舟渡小 響き合う 学びのエリア		西台 学びのエリア		さくら草 学びのエリア		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		北前野小	前野小	舟渡小	舟渡小	志村五小	志村五小	中台小	中台小
		緑小	北前野小		志村四小	高島六小	高島六小	若木小	若木小
		志村小	志村小		志村坂下小		蓮根二小		緑小
		志村坂下小	志村坂下小		志村六小		徳丸小		北前野小
地域センター	志村坂上・前野		蓮根・舟渡		中台・高島平		中台		

中学校	高島一中		高島二中		高島三中		
エリア名称	ニコニコ4 スマイルパートナー 学びのエリア		高島なかよし通り 学びのエリア		みどりの 学びのエリア		
関係 小学校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	エリア校	通学区域校	
		高島一小	舟渡小	高島二小	高島二小	高島三小	高島三小
		新河岸小	蓮根二小	高島幼		高島五小	高島五小
		新河岸幼	高島一小				三園小
			新河岸小				
地域センター	高島平		高島平		高島平		

【凡例】

- エリア校 … 学びのエリアを構成する小学校・幼稚園
- 通学区域校 … 中学校と通学区域が重なっている小学校
- 地域センター … 中学校の通学区域と管轄区域が重なっている地域センター

※  中学校の通学区域内に全通学区域が含まれている小学校
(平成 29 年 8 月 1 日付け通学区域変更前)

(3) 学びのエリアにおける課題

表 1-3 学びのエリア 構成校（園）の数による分類

中学校と小学校（幼稚園）	学びのエリア数
1 校対 1 校	4
1 校対 2 校	8
1 校対 3 校	7
1 校対 4 校	2
1 校対 1 校・1 園	1
1 校対 2 校・1 園	1

一般的に、構成する学校（園）の数が少ない方が、学校同士の交流を進めやすい面がある。

複数校との連携は互いに学び合うことも多い一方で、それぞれの学校には長い間に培ってきた文化・伝統があり、教育活動を調整し、協働を進めていく難しさもある。

その他、学びのエリアにおける課題としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・小・中学校間の距離が遠い場合には交流の際の移動の負担が大きい
- ・小学校と中学校の通学区域が合っていないエリアがある
- ・あまり進学しない中学校のエリアに小学校が入っている場合がある など

学びのエリアについては、当初の導入時から時間が経過していることや、平成 29 年度末をもって板橋第九小学校と板橋第一小学校、向原中学校と上板橋第二中学校が統合されること、また、各小学校から中学校への進学状況などを踏まえ、エリアの見直しが必要な状況となっている。

4 学びのエリアにおけるこれまでの取組と成果

板橋区では、学びのエリアごとに「学びのエリア別保幼小中連携研修」を年2回実施している。第1回は、学びのエリア内の中学校が授業を公開し、エリア内の小学校教員が授業を参観する。第2回では、反対に、学びのエリア内の小学校が授業を公開し、エリア内の小・中学校教員が授業を参観する。エリアによっては、幼稚園の教員や保育園の保育士が参加することもある。授業参観後には、小学校と中学校の教員が、「授業規律と生活ルールの共通化」、「板橋区授業スタンダードの徹底」、「家庭学習の習慣化」などのテーマを決めて、協議を行っている。

こうした保幼小中連携研修の実施内容については、「授業参観」、「小・中学校教員によるTT（ティーム・ティーチング）」、「小学生・中学生合同授業」、「テーマを決めた研究協議（全体会・分科会）」などを教育委員会として例示しているものの、その取組状況は様々であった。

そこで、平成29年度からの実施内容は「授業公開」と「テーマを決めた研究協議」とし、児童・生徒の学習状況から保幼小中の連携について考えることとした。小学校授業への中学生のゲストティーチャーとしての参加や、全学級でのICT機器の活用など、エリアごとに様々な工夫・改善が見られるようになった。

【用語解説】

○ アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）

平成29年3月に告示された新学習指導要領で重視されている考え方で、課題の発見と解決に向けて能動的・協働的に学ぶ学習のことを言う。教員が児童・生徒に一方的に教える授業から、児童・生徒がじっくりと考え、友達と話し合ったり体験したりする学習の充実が求められている。

○ 板橋区 授業スタンダード

板橋区の全小・中学校において授業革新を推進するため、共通した学習・指導法として平成27年度に定めたもの。以下の①～⑤を授業において徹底することとしている。

- ① 授業の始めに学習のねらいを明確に示し、授業の終わりに子ども自身に学んだことを振り返らせます。
- ② 子どもが自分で課題を解決する時間を確保します。
- ③ 友達と自分の考えを交流してお互いの考えのよさに気づき、よりよい考えを創り出す時間を確保します。
- ④ 電子黒板や実物投影機などのICT機器を活用して、「分かる できる 楽しい」授業を進めます。
- ⑤ 算数・数学、英語の授業での習熟度別指導の実施や、補充的な学習で区独自のフィードバック学習教材を活用するなど、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得する学習を充実します。

○ TT（ティーム・ティーチング）

授業において2人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。主に教壇に立って教える教員をT1、教室を巡回しながら必要に応じて個別に指導したり質問に答えたりする教員をT2などと呼ぶ。

表 1-4 平成 29 年度（第 2 回） 学びのエリア別保幼小中連携研修 活動報告

	学びのエリア名	エリア校 ※ <u>囲み</u> は会場校
1	板橋地区大山駅周辺 いきいき学びのエリア	板一中・板二小・ <u>板六小</u> ・板七小
2	夢がつながる 学びのエリア	板二中・ <u>板五小</u>
3	あい i 学びのエリア	板三中・板一小・板八小・板九小・ <u>中根橋小</u>
4	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア	板五中・ <u>板四小</u>
5	白梅 学びのエリア	加賀中・ <u>金沢小</u> ・加賀小
6	しみず 学びのエリア	志一中・ <u>志一小</u> ・志三小・富士見台小
7	小豆沢 学びのエリア	志二中・志二小・ <u>志四小</u>
8	蓮根小中連携 学びのエリア	志三中・志六小・ <u>蓮根小</u> ・蓮二小
9	FLC 学びのエリア (四つ葉のクローバー、fight・learn・clean)	志四中・志村小・志村坂下小・北前野小・ <u>緑小</u>
10	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア	<u>志五中</u> ・舟渡小
11	西台 学びのエリア	西台中・ <u>志五小</u> ・高六小
12	さくら草 学びのエリア	中台中・ <u>中台小</u> ・若木小
13	せせらぎ 学びのエリア	上一中・上板小・ <u>常盤台小</u> ・弥生小
14	上二・大谷口 学びのエリア	上二中・上二小・ <u>大谷口小</u>
15	M34 学びのエリア (ムサシ:スカイツリーにちなみ)	上三中・前野小・ <u>上四小</u>
16	桜川 学びのエリア	桜川中・ <u>桜川小</u>
17	「希望の泉」 学びのエリア	向原中・板十小・ <u>向原小</u>
18	健やかに育つ 学びのエリア	赤一中・紅梅小・ <u>北野小</u> ・徳丸小
19	賢くなります 学びのエリア	赤二中・成増小・ <u>成丘小</u> ・三園小
20	赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、かっばつな こどもが育つ)	赤三中・赤塚小・ <u>赤新小</u> ・下赤塚小
21	ニコニコ4 スマイルパートナー 学びのエリア	高一中・新河岸小・ <u>高一小</u> ・新河岸幼
22	高島なかよし通り 学びのエリア	高二中・ <u>高二小</u> ・高島幼
23	みどりの 学びのエリア	高三中・高三小・ <u>高五小</u>

授業公開の内容や工夫したこと	授業公開後の協議の内容や工夫したこと
全学級でICTを活用。全学級の指導案に「協働学習の探究」又は「問題解決学習の探究」を明記した。	ICT活用の推進、ノート・板書の工夫、協働学習の授業展開。授業におけるルールとマナーの徹底。特別支援教育の充実と連携。
全学級の指導案を作成し、「ICT機器の活用」と「板橋区 授業スタンダード」に基づく授業に絞り公開した。	3つの分科会に分け、互いが意見を交換しやすいよう教員の協働のスタイルで行った。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	3つの分科会（学力向上、特別支援教育、健全育成・体力向上）に分け協議。1グループ6人前後の小集団にしたことで話し合いが活発になった。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	講師の先生から、不登校児童・生徒への対応について、多くの不登校児童・生徒に対応した経験を基に、お話を聞いた。
全学級の指導案を作成し、各学年で英語の授業を公開した。	学習に関する内容をテーマとして協議を行った。(板橋区 授業スタンダード、英語教育、ノート作り)
全学級の指導案を作成し、子どもたちの話し合い活動(つなげタイム)を組み込んだ授業を設定した。	共通テーマは、「学力向上に向けた各教科の取組」とし、事前に、各校から第1回目からの変更や現在の課題、取組などを知らせてもらい、分科会で活用する協議シートを作成した。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	「思考力・判断力・表現力の育成と学習評価」というテーマに沿って教科ごとの分科会を行った。
中学校の教員に第6学年の授業に入ってもらい、社会と外国語活動の授業をTTで行った。	来年度からの「特別の教科 道徳」を考慮し道徳の分科会を設定した。分科会ごとの記録をまとめ、各学校へ配布した。
全学級の指導案を作成し、中学校の教員とのTT授業を行った。	3つの分科会（授業規律、特別支援教育、魅力ある質の高い授業）に分けて協議した。協議の時間を十分に取ったことにより、深い話し合いができた。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	分科会において共通して「読み取る力」が不足していることを確認。向上させるための取組について意見を交換。また、小中のSNSに関するルールを持ち寄り、より効果的に情報教育を進めるための方策を協議。
授業の始めから参観できるように、開始時刻を15分遅らせ開始した。交流のある私立保育園にも声を掛け、1園参加した。	基礎学力向上に向けた実践を各校で持ち寄り例示した。(児童ノート、家庭学習帳、基礎基本の定着に活用している資料等)
全学級の指導案を作成した。第5・6学年の授業では、中学生がゲストティーチャーとして参加してくれた。	各教科部会において、小・中学校の教員が教科の特質やアクティブ・ラーニングにつながる方法について話し合い、理解が深まった。
「めあて」「振り返り」の学習場面をどの授業でも明示するよう統一し、全学級の指導案を作成した。	授業において「めあて」が児童の学習を貫いていたか、学びを導く教員の支援は適切だったか等、授業づくりを視点において協議をした。
全学級の指導案を作成し、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」を授業公開のテーマとした。	「主体的・対話的で深い学びの授業改善」をテーマとして話し合った。保育園から4名の参加があった。
全学級の指導案を作成し、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)となる授業を公開した。	各校でアクティブ・ラーニングの研究をしているので取組の情報交換を行った。異学年合同の学び合いについても話し合った。
第6学年の外国語活動では中学校の教員が出前授業を行った。全学級が授業のめあてを明確にして板書し、実施した。	外国語活動の評価やICT(タブレット等)の活用について協議した。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	「学び方を身に付け、学び続けようとする姿勢の育成」をテーマに、①伝え合う技能を高める工夫、②自尊感情を高める指導の工夫、③家庭学習の習慣化の3つに絞って話し合いを行った。
全学級の指導案を作成し、参観者に配布した。	「意欲・興味をもたせるための授業改善」をテーマに6つの分科会に分かれて話し合いを行った。保育園からも5名の参加があった。
東京都道徳教育推進拠点校として各学年必ず1学級は道徳の授業を行った。	東京都道徳教育推進拠点校としての取組についての報告を行い、来年度に向けて道徳の進め方についてエリアで共有することができた。
全学級の指導案を作成し、「板橋区 授業スタンダード」に基づき、授業を公開した。	保幼小中どの年齢・学年においても共通の課題である「発達障害」について、理解と認識を深めるため、スクールカウンセラーを講師に、講演会を実施した。(保育園から5名の参加があった。)
夏季休業中に小学校と中学校の教諭で、授業の進め方や内容について共通理解を図り、TT授業を行った。	テーマ別に協議を行った。中学校の教諭と授業について話し合う中で、新しい指導法や教材作成を学んだ。
学びのエリアで研究指定(算数・数学)を受けており、第6学年で算数の習熟度別学習(4展開)を公開した。	「小中接続を踏まえた算数指導」をテーマに算数科の授業改善を通して思考力・表現力を身に付け活用する子どもの育成について考えた。
第6学年の外国語活動では、高島第三中学校の教員がT1で指導を行った。	学びのエリアで共通して実施している「授業の約束九か条」、「7つの生活習慣」について話題として取り上げた。

表 1-5 学びのエリアの取組（平成 29 年度保幼小中連携教育実施計画書より）

	取組内容	取組エリア数 (N=23)	
区共通の研修	保幼小中連携研修（原則年 2 回実施） ※ 3 回実施しているエリアが 1 エリアのみあり	23	
児童・生徒の交流	多く取り組まれているもの	保育園・幼稚園との交流活動	17
		共通土曜授業プラン・招待等	13
		中学校での学校見学・体験授業	14
		中学校での部活動見学・体験	19
		小学校での職場体験受入れ	10
	地域活動等	小中合同の地域清掃	4
		小中合同のあいさつ運動	4
		小中合同防災訓練等	3
		小中合同引き渡し訓練	1
	中学生による指導等	中学校生徒会による学校紹介・訪問	11
		中学生によるボランティア授業（リトル・ティーチャー）	7
		中学生による陸上競技指導	2
		中学生による楽器指導	2
		中学生による読み聞かせ	2
	行事の招待等	中学校吹奏楽部や合唱の演奏	5
		ジョイント・コンサート	1
		中学校運動会への招待・参加	4
		小学校運動会への招待・手伝い	5
		中学校文化祭への招待	1
		学芸会への招待	3
		展覧会・文化発表会への招待	2
		文化祭等での作品交流	5
		お祭りへの招待	2
	児童会・生徒会交流	2	
	その他	児童会新聞・生徒会新聞等の交換	1
		小中図書委員による「おすすめ本ブックリスト」作成	1
		小中連携「広島・長崎平和の旅」報告会	1
		中学校における各種検定の受験実施	1
		特別支援固定級児童・生徒の交流	1
地域の交流	P T A 合同研修会・家庭教育学級	3	
	土曜いきいき寺子屋事業での交流	2	
教員の交流	小・中学校教員による T T (チーム・ティーチング) 授業	7	
	中学教員の出前授業	9	
校内研究	校内研究（研究指定校）の共同実施	5	
	研究授業・協議会に参加	5	
推進の組織	エリア内の会議体で協議し年間スケジュールを作成	5	

表 1-5 は、学びのエリアにおける取組を項目ごとに分類してまとめたものである。各学びのエリアにおいては、翌年度の計画について、「保幼小中連携教育実施計画書」を毎年 3 月に教育委員会に提出している。

保幼小中連携研修については、各エリアで年 2 回実施することが原則となっている。

児童・生徒の交流としては、エリアにより取組内容に濃淡が見られる状況である。

P T A や家庭教育学級での合同活動、土曜いきいき寺子屋事業での交流など、地域における交流も、エリアにより実施されているところがある。

また、教員の交流では、小・中学校教員による T T (ティーム・ティーチング) 授業や、中学校教員が小学校に出向いて行う出前授業などが実施されている。

研究奨励校制度は従来個々の学校を対象としていたが、平成 28 年度から学びのエリアで小学校と中学校を 1 校ずつ指定し、研究の一体化を進めてきた。研究指定を受けていないエリアにおいても、エリア内の他校の研究授業・協議会に参加しているところがある。

その他、エリア内に会議体を設け、前年度のうちに次年度にどのような取組を行うか、協議しながら全体の年間スケジュールを作成しているところもある。

学びのエリア導入当初は、各学びのエリアで保幼小中連携研修を開催するところからスタートしたが、徐々にエリア内における取組に広がり生まれ、現在では、上記のような児童・生徒の交流や教員の交流が行われるようになってきている。このような各エリア内における小・中学校の交流の広がりこそが、学びのエリア導入のこれまでの成果と捉えている。

第2章 板橋区が進める小中一貫教育

1 小中一貫教育が求められる背景・理由

全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められているが、それには以下のような背景や理由があるものと考えられている。(平成26年12月22日中央教育審議会答申より)

(1) 義務教育の目的・目標の創設

平成17年に、中央教育審議会において、現在の社会情勢の中求められる新たな義務教育の姿が答申として示された。これを受け、教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められた。続く学校教育法の改正においても、小・中学校で個々に定められていた目標が、小・中学校共通の義務教育の目標として新設された。

(2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実

平成20年の学習指導要領改訂において、小学校高学年への外国語活動の導入や、理数教育の充実により、教科によっては授業時数が実質的に1割程度増加するなど、教育内容が質・量ともに充実している。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

従来の6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、児童・生徒の身長や体重の伸びなど生理的成熟の早期化が指摘されている。この時期の児童・生徒は成長の個人差も大きい。小学校4～5年生頃に児童にとっての発達上の段差が存在しているとの指摘や、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽は既に小学校高学年から生じているとの分析もある。

(4) いわゆる「中1ギャップ」への対応

いじめの認知件数、不登校児童・生徒数、暴力行為の加害児童・生徒数が中学1年生になったときに大幅に増えるなど、小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されている。また、小・中学校間の教育活動の差異が過度なものとなる場合、中1ギャップの背景となり得ることも指摘されている。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

地域コミュニティの衰退、三世同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているとの指摘がある。こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童・生徒たちに関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入が行われている現状がある。

2 小中一貫教育に関する制度類型

文部科学省では、小中連携教育と小中一貫教育を以下のように定義している（平成 27 年度「小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査」より）。

小中連携教育…小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

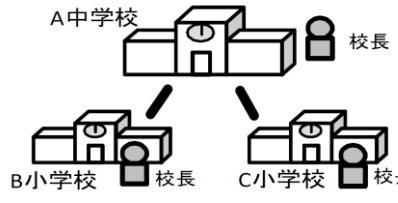
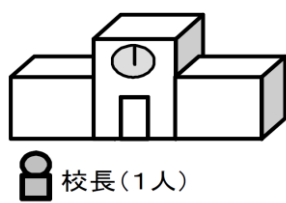


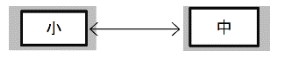
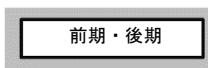

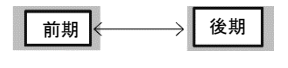
小中一貫教育に関しては制度的に位置づけられたものではなく、全国の学校、区市町村において独自に取組が進められてきたが、平成 28 年 4 月 1 日に施行された学校教育法の改正によって「小中一貫型小学校・中学校（中学校併設型小学校・小学校併設型中学校）」と「義務教育学校」という 2 つの類型が新しく設けられた（次ページ表 2-1 参照）。

この 2 つの類型の主な違いとしては、小中一貫型小学校・中学校は法律上あくまでも従来の小学校・中学校であるのに対して、義務教育学校は小学校・中学校とは法律上異なる新たな学校種と位置づけられたことである。よって、前者は小学校 6 年、中学校 3 年という修業年限であるのに対し、後者は修業年限が 9 年になっている。また、小中一貫型小学校・中学校はそれぞれの学校に校長、教職員組織が設けられているのに対して、義務教育学校では校長は 1 人、教職員組織も 1 つとなっている。

施設形態については、各類型についてそれぞれ、施設一体型（同一敷地に一体的に設置）、施設隣接型（隣接する敷地に分割して設置）、施設分離型（隣接していない異なる敷地に分割して設置）と、3 種類の形態があり得る。

同じ小中一貫教育という中でも様々な態様があることに留意が必要である。

表 2-1 小中一貫教育に関する制度類型

	小中一貫型小学校・中学校 (中学校併設型小学校・ 小学校併設型中学校)	義務教育学校
設置根拠	文部科学省令 (学校教育法施行規則)	法律 (学校教育法)
修業年限	小学校 6 年、中学校 3 年	9 年 (前期課程 6 年 + 後期課程 3 年)
組織・ 運営	それぞれの学校に校長、教職員組織  A中学校 B小学校 C小学校 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 (※1)	1 人の校長、1 つの教職員組織  校長 (1 人)
施設形態	施設一体型  施設隣接型  施設分離型 	施設一体型  施設隣接型  施設分離型 
教員免許	所属する学校の免許状を保有していること	原則小学校・中学校の両免許状を併有 (※2)
教育課程	・ 9 年間の教育目標の設定 ・ 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科 → 設定することが可能 指導内容の入替え・移行 → 実施することが可能	

(※1) 例 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。

②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。

③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。

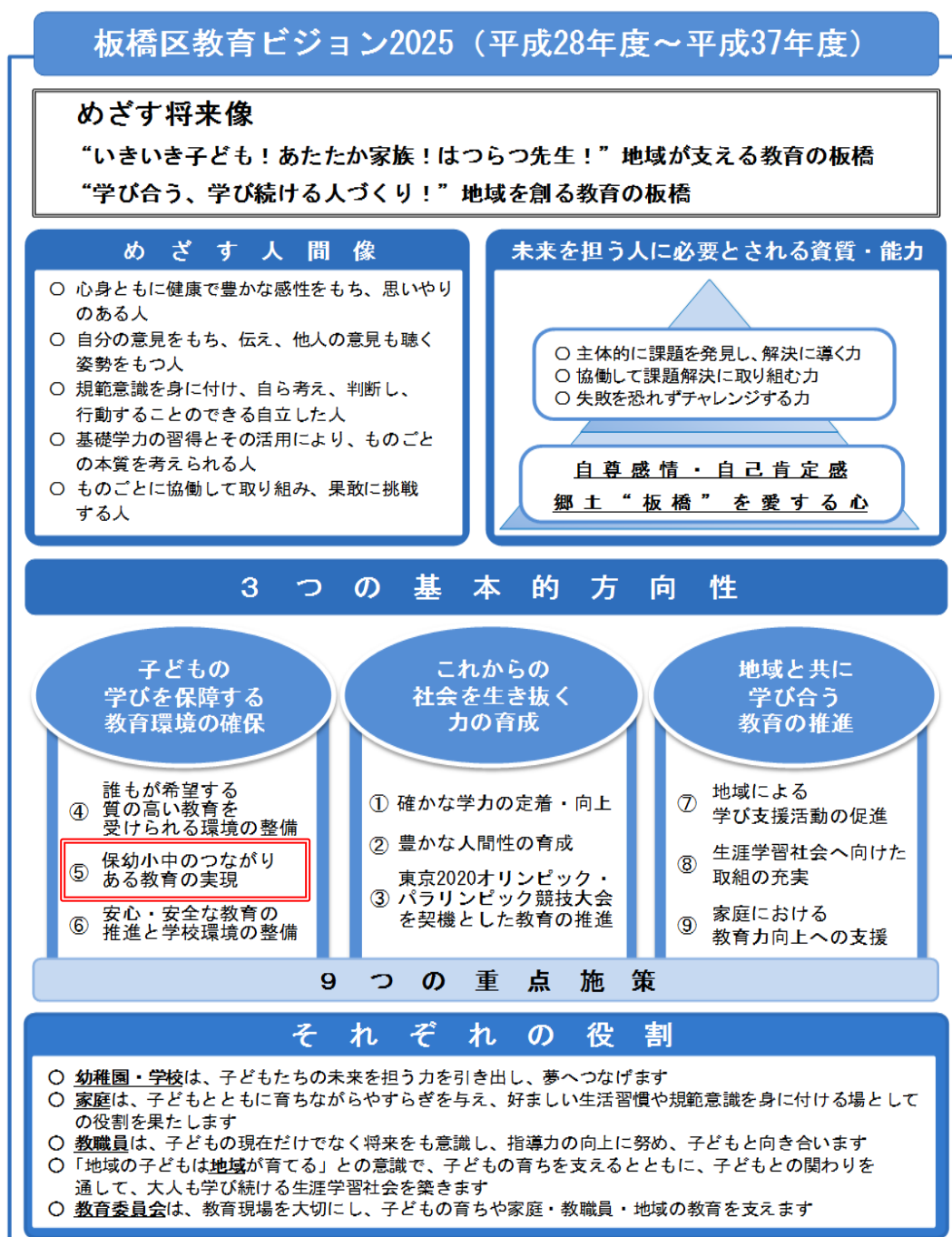
(※2) 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。

3 「板橋区教育ビジョン2025」と小中一貫教育

板橋区においては、第1章で見たとおり、平成22年度から学びのエリアを設定して、各学校・園の状況に応じた保幼小中連携教育を進めてきた。

小中一貫教育制度の導入に関し、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることを踏まえ、平成28年3月に板橋区教育委員会で策定した「板橋区教育ビジョン2025」では、重点施策5として「保幼小中のつながりある教育の実現」を掲げ、「保幼小中連携教育を推進させていくことで、教育内容や学習活動等について、量的・質的に充実させつつ、学校段階間における学校不適應の問題についても改善を図ります」とした。

図2-1 板橋区教育ビジョン2025の全体像



4 板橋区における小中一貫教育の目的

板橋区において小中一貫教育を推進する目的は、以下のとおりとする。

○小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに理解・協力し、責任を共有して教育効果を高める。

○小・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む。

このことにより、例えば、

- 小学校教員は、自らが指導する内容が中学校における学習に、どのようにつながっていくのかを理解しながら指導する
- 中学校教員は、小学校における学習の程度を把握した上で、各教科の指導をする

ことが可能となる。

小学校と中学校の教員が互いに協力・連携を深めることにより、今まで以上に教育の質を向上させ、義務教育の効果を高めていく。

小中一貫教育を実施している先行事例においては、

- 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した
- 児童・生徒の規範意識が高まった
- 不登校が減少した

などの生徒指導面の成果に加え、

- 学習意欲が向上した
- 授業が理解できると答える児童・生徒が増えた
- 勉強が好きと答える児童・生徒が増えた

などの学習指導面においても、多くの学校で成果が認められている。

小学校段階から中学校を見据えた教育を進めていくことで、中学校への進学の不安感を減らしたり、学習への関心や意欲を向上させたりすることにつながるものと考えられる。

板橋区で小中一貫教育を推進する際にも、教職員の意識改革と相まって、こうした児童・生徒の指導面での成果を上げられるようめざしていく。

一方で、このような成果は小中一貫教育の推進のみで得られるものではなく、他の教育施策との相乗効果による部分も大きい。板橋区教育委員会において取り組む様々な施策の総和として、最大限の成果を上げられるように努めていく。

板橋区として考える小中一貫教育のポイント

学びのエリアを核として

①

- ・学びのエリアごとの9年間のめざす子ども像の設定・共有
- ・学びのエリアごとの基本方針の設定・共有

②

- ・9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成

③

- ・学びのエリアにおける小中一貫教育推進の組織づくり

④

- ・学びのエリアにおける教員の交流

⑤

- ・学びのエリアにおける児童・生徒の交流

⑥

- ・保護者や地域との連携
(板橋区コミュニティ・スクール)




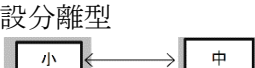

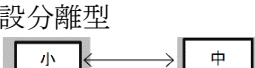
今後、板橋区が小中一貫教育を推進していくために、学びのエリアを構成する小学校と中学校において「板橋区教育ビジョン2025」を踏まえつつ、9年間のめざす子ども像、及びめざす子ども像を具現化していくための基本方針を、学びのエリアごとに設定し、共有していく必要がある。

また、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成していくため、板橋区教育委員会としての小中一貫カリキュラムを作成し、小学校と中学校9年間の教育をつないでいく。教育委員会で作成する小中一貫カリキュラムを基にしながら、各学びのエリアでは、重点的に取り組むべき事項について共有を図っていく。

このような9年間のめざす子ども像の設定や、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成を実施していくためには、学びのエリアにおける熟議の場が必要であることから、小中一貫教育を推進するための組織体制も整えていく必要がある。

学びのエリアにおける教員同士の一層の交流、及び児童・生徒同士の交流については、今後も実施していく。

表 2-2 板橋区における小中一貫教育の考え方

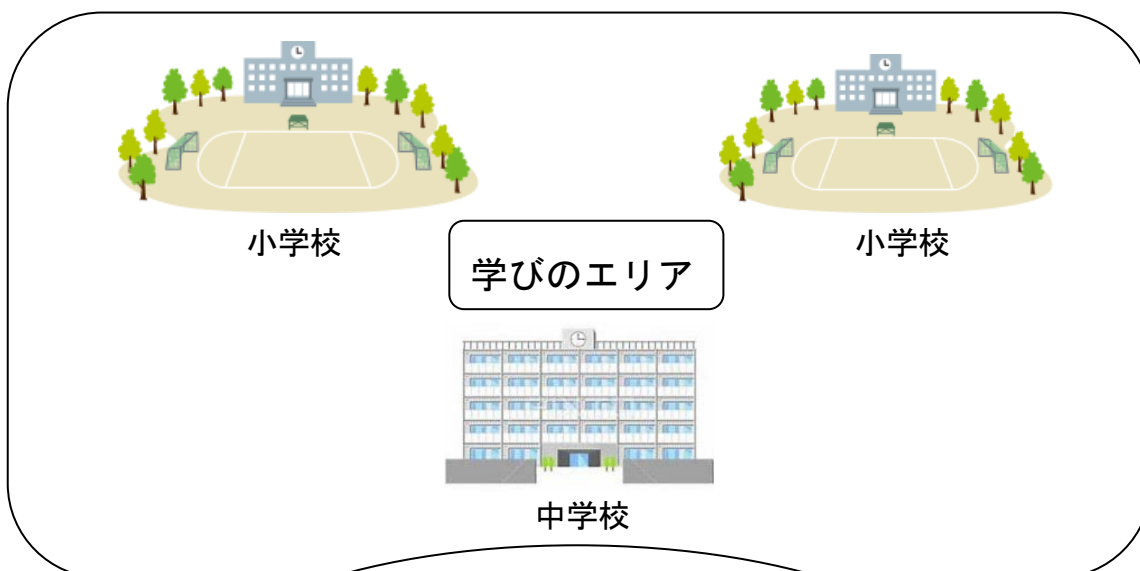
	小中連携教育		板橋区における 小中一貫教育
設置根拠	なし		なし
修業年限	小学校6年、中学校3年		小学校6年、中学校3年
組織・運営	それぞれの学校に校長、 教職員組織 学びのエリア 	→	それぞれの学校に校長、 教職員組織 学びのエリア → 組織づくり 
施設形態	施設隣接型  施設分離型 		施設隣接型  施設分離型 
教育課程	・教育目標は小学校と中学校 で別 ・教育課程の編成も小学校と 中学校で別		・学びのエリアごとの9年間のめざす 子ども像及び基本方針の設定・共有 ・9年間の系統性・体系性に配慮した 教育課程の編成

6 学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進

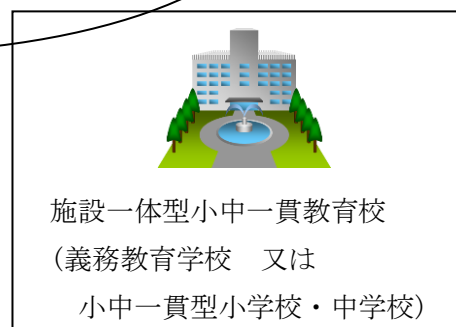
板橋区では、今まで進めてきた学びのエリアにおける小中連携教育をさらに発展させながら、板橋区の強みを生かした小中一貫教育を推進していく。

平成 27 年度に設置した「小中一貫教育推進委員会」では、義務教育 9 年間を貫く指導計画や教材を平成 28 年度から平成 29 年度にかけて作成した。指導計画の作成については、平成 30 年度以降も継続して進めていくこととしており、板橋区としての小中一貫カリキュラムを全小・中学校で活用することにより、仮にタイプの異なる学校が混在することになったとしても、同等の教育環境を提供することが可能となる。

また、第 1 章 3 で見たとおり、板橋区においては小学校と中学校の通学区域が一致していないところが多く、通学区域が複雑に入り組んでいるのが現状である。従って、同じ学びのエリア内の小学校から中学校に進学しない場合もある。板橋区としての小中一貫カリキュラムを全小・中学校で活用することにより、学びのエリア外の中学校へ進学した場合にも、培われた力を進学先の中学校で発揮することが可能となる。



**タイプの異なる学校が混在していても
9年間を貫く
カリキュラムは共通に**



第3章 具体的な取組

1 学びのエリアの見直し

学びのエリアの見直しについては、平成30年度からの適用に向けて、教育委員会事務局及び区立小・中学校校長会において検討してきた。見直しにあたっては、学校間距離や通学区域との整合性に加え、各小学校から中学校への進学状況なども加味している。

表3-1 学びのエリア一覧（平成30年度から）

網掛け箇所が変更部分：2段書きで記載

	中学校	小学校・幼稚園	学びのエリア名
1	板一中エリア	板二小・板六小・板七小	板橋地区大山駅周辺 いきいき学びのエリア
2	板二中エリア	【前】板五小 【後】板五小・板十小	夢がつながる 学びのエリア
3	板三中エリア	【前】板一小・板八小・板九小・中根橋小 【後】板一小・板八小・中根橋小	あい i 学びのエリア
4	板五中エリア	【前】板四小 【後】板四小・天津わかしお学校	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア
5	加賀中エリア	金沢小・加賀小	白梅 学びのエリア
6	志一中エリア	志一小・志三小・富士見台小	しみず 学びのエリア
7	志二中エリア	志二小・志四小	小豆沢 学びのエリア
8	志三中エリア	志六小・蓮根小・蓮二小	蓮根小中連携 学びのエリア
9	志四中エリア	志村小・志村坂下小・北前野小・緑小	FLC 学びのエリア (四つ葉のクローバー、fight・learn・clean)
10	志五中エリア	舟渡小	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア
11	西台中エリア	志五小・高六小	西台 学びのエリア
12	中台中エリア	中台小・若木小	さくら草 学びのエリア
13	上一中エリア	上板小・常盤台小・弥生小	せせらぎ 学びのエリア
14	上二中エリア	【前】上二小・大谷口小 【後】上二小・大谷口小・向原小	上二・大谷口 学びのエリア
15	上三中エリア	前野小・上四小	M34 学びのエリア (ムサシ:スカイツリー(こちなみ))
16	桜川中エリア	桜川小	桜川 学びのエリア
	向原中エリア	【前】板十小・向原小 【後】	「希望の泉」 学びのエリア
17	赤一中エリア	【前】紅梅小・北野小・徳丸小 【後】北野小・徳丸小	健やかに育つ 学びのエリア
18	赤二中エリア	【前】成増小・成丘小・三園小 【後】成増小・成丘小	賢くなります 学びのエリア
19	赤三中エリア	【前】赤塚小・赤新小・下赤塚小 【後】赤塚小・赤新小・紅梅小・下赤塚小	赤塚っ子 学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、かんぱつな こどもが育つ)
20	高一中エリア	新河岸小・高一小・新河岸幼	ニコニコ4 スマイルパートナー 学びのエリア
21	高二中エリア	高二小・高島幼	高島なかよし通り 学びのエリア
22	高三中エリア	【前】高三小・高五小 【後】三園小・高三小・高五小	みどりの 学びのエリア

※ 「学びのエリア名」について、エリアによっては今後見直す予定あり。

2 9年間のめざす子ども像及び基本方針の設定・共有

(1) めざす子ども像の設定・共有

「板橋区教育ビジョン 2025」においては、「めざす将来像」「めざす人間像」「未来を担う人に必要とされる資質・能力」を、以下のように示している。

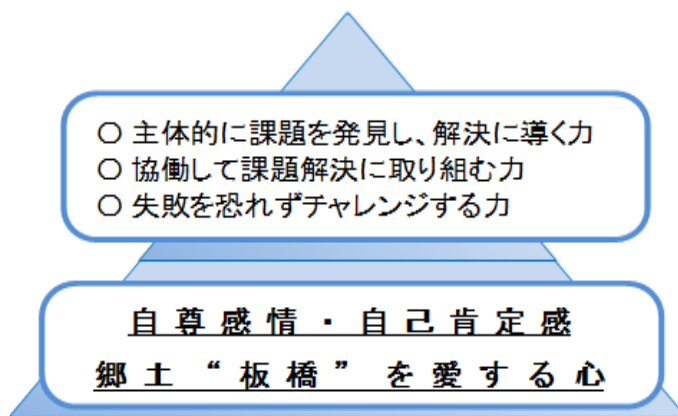
めざす将来像

“いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！” 地域が支える教育の板橋
“学び合う、学び続ける人づくり！” 地域を創る教育の板橋

めざす人間像

- ・心身ともに健康で豊かな感性をもち、思いやりのある人
- ・自分の意見をもち、伝え、他人の意見も聴く姿勢をもつ人
- ・規範意識を身に付け、自ら考え、判断し、行動することのできる自立した人
- ・基礎学力の習得とその活用により、ものごとの本質を考えられる人
- ・ものごとに協働して取り組み、果敢に挑戦する人

未来を担う人に必要とされる資質・能力



学びのエリアでめざす子ども像を設定する際には、「板橋区教育ビジョン 2025」に掲げる「めざす人間像」や「未来を担う人に必要とされる資質・能力」を基本としながら検討のうえ設定し、エリア内の小・中学校で共有を図っていく。

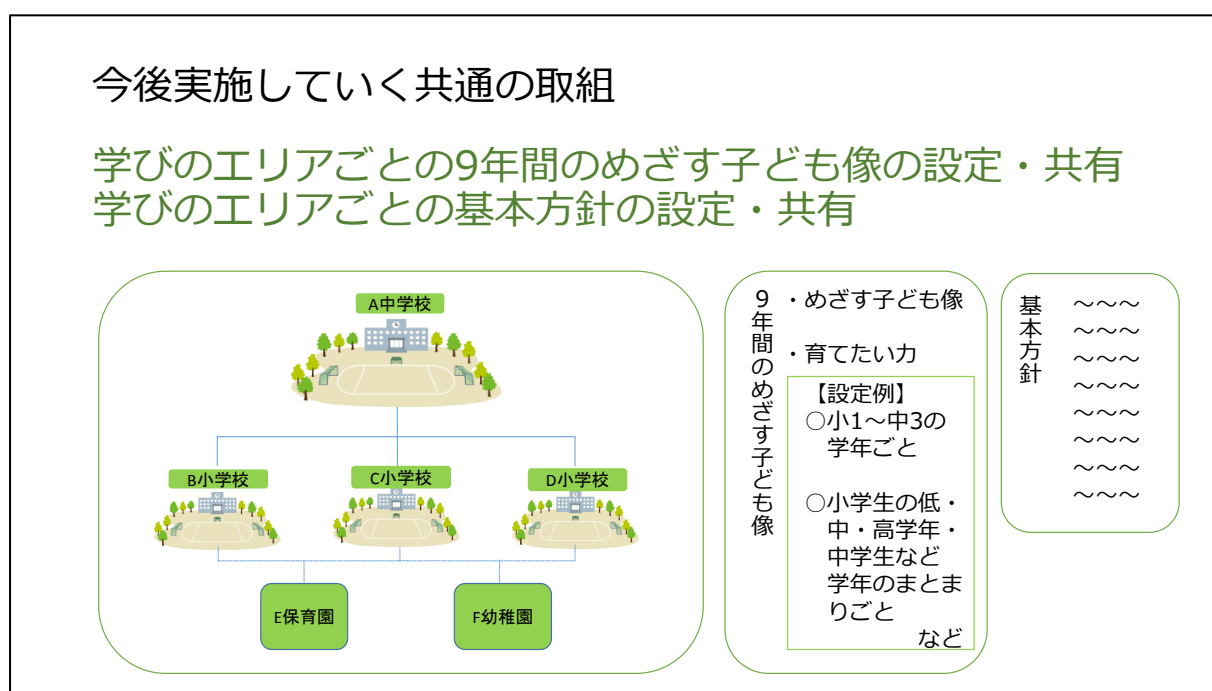
めざす子ども像を設定していく、その過程において、エリア内の各校の校長や教職員、さらには保護者や地域の方々も含めて熟議の場を持つことは、小中一貫教育を推進していく意識の高まりにつながるものと考ええる。

(2) 基本方針の設定・共有

各学びのエリアにおいては、めざす子ども像の設定とともに、小中一貫教育を推進していくにあたって、めざす子ども像を具現化していくための基本方針についても設定し、あわせて共有を図っていく。

学びのエリアの子どもたちの優れているところや直面している課題等、それぞれの実態や特性を踏まえ、また、各学校の教育目標や経営方針等を考慮しながら設定していく必要がある。その中で、各エリアにおいて重点化すべき教科等や内容、観点、また、各エリアで共通に行っていくべき一貫した指導、それを構築するための道筋などを明らかにしていく。

図 3-1 9年間のめざす子ども像及び基本方針の設定・共有



3 板橋区小中一貫カリキュラムの作成

(1) 指導計画等の作成・実施（平成 28～29 年度）

小学校、中学校の教育活動は、文部科学省の定める学習指導要領に基づいて行われている。平成 19 年に改正された学校教育法では、小・中学校で別々であった目標を義務教育の目標としている。学校の教育課程は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に基づき編成されており、学校教育法の改正により、一層、小・中学校の一貫した指導が重視されることとなった。

本来、学習指導要領は、目標や内容において小・中学校が連続しているものである。さらに、平成 29 年 3 月に告示された新しい学習指導要領においても、小・中学校の接続について、これまで以上に重視されている。

にも関わらず、実際には、校種による指導観の違いから、児童・生徒にとっては大きな不安を感じさせてしまうことがあった。また、中学生になると、「授業の理解度」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、肯定的回答をする生徒の割合が大きく下がる傾向にあることも報告されている。

板橋区においては、これまで平成 22 年度に「幼・小・中一貫指導計画」を、平成 23 年度には「保幼小中一貫環境教育カリキュラム」を作成し、小学校と中学校の円滑な接続を推進するよう努めてきた。さらに小中一貫による成果を実感するためには、義務教育 9 年間を貫く新たな指導計画や教材を作成し、全小・中学校の教員が、担当する学年や教科だけではなく、9 年間を意識して指導することが重要である。

ア 作成の基本方針等

板橋区では、平成 27 年度から「小中一貫教育推進委員会」において本区が進める小中一貫教育の方向性を検討してきた。この組織を改編し、「板橋の子どもたちのための指導計画や教材を板橋の教員が作成する」こととし、作成期間を平成 28～29 年度の 2 年間と定め、以下の基本方針等を定めて取り組んできた。

○基本方針

- ・本区の課題である「学力の定着・向上」と「不登校出現率の低下」につながること
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた内容であること
- ・新学習指導要領が告示されても活用できる内容であること
- ・企業連携など本区の強みを生かしていること

○作成する教科等

- ・学力向上につながる「国語」「算数・数学」
- ・新学習指導要領で教科となる小学校第 5・6 学年の「外国語」、小学校第 3・4 学年に新たに設置される「外国語活動」
- ・自らの力で生き方を選択できる力を育てる「キャリア教育」

○指導計画等の内容

- ・本来ならば、学習指導要領に示された目標や内容等を基に、年間指導計画、単元指導計画、教材等を作成するところであるが、平成 29 年 3 月に新しい学習指導要領が告示され、教科書が大きく変わる時期であることから、一部の指導計画や教材に限定して作成した。
- ・全国学力・学習状況調査を分析し、板橋区の児童・生徒の学力向上につながる内容に絞って作成した。

イ 作成する資料

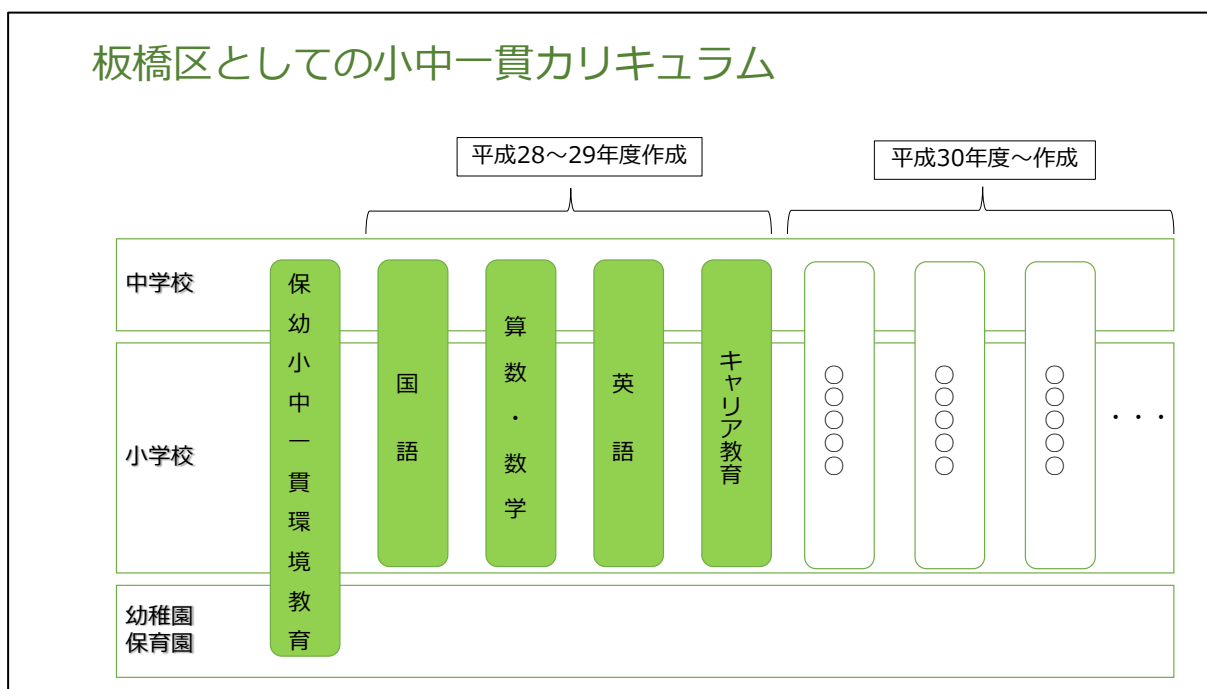
- ・小中一貫教育指導資料（国語、算数・数学、英語、キャリア教育の合本）
200 ページ程度
- ・国語
9 年間の年間教材一覧表と教材例、解答ほか（全 650 ページ程度）
- ・算数・数学
9 年間の年間教材一覧表と教材例、解答ほか（全 640 ページ程度）
- ・英語
小学校第 1・2 学年：年間指導計画、単元指導計画
小学校第 3～6 学年：年間指導計画、板橋区地域教材の単元指導計画
中学校第 1～3 学年：学習活動例
（全 90 ページ程度）
- ・キャリア教育
全学年：1 事例ずつの単元指導計画と指導案
小学校低・中・高学年、中学校別のデジタル教材

（2）指導計画等の作成（平成 30～31 年度）

平成 28～29 年度で作成するのは、「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画と教材であるが、これらはいくまでも小中一貫カリキュラムの一部である。

従って、その次の段階として、平成 30～31 年度にかけては、その他の教科等も含めた年間指導計画を作成していく。

図 3-2 板橋区としての小中一貫カリキュラム



4 9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成

区立小・中学校は毎年度3月までに翌年度の計画を「教育課程届」として板橋区教育委員会に提出している。教育課程として届出をすべき事項は、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則第11条の7により、①教育目標、②指導の重点、③学年別授業日数及び授業時数の配当、④学校行事、と規定されているため、教育課程届の様式第1表には、「学校の教育目標」が記載されている。

その中に、学びのエリアにおける9年間のめざす子ども像や基本方針についても記載していく。

学びのエリアのめざす子ども像や基本方針については、学びのエリアを構成する小・中学校の全教職員が共有し、日々の教育において具現化していく。

学びのエリアによる協議が進んでいるエリアにおいては、場合によっては、学びのエリアにおいて共通の学校教育目標を設定する可能性も考えられる。

また、教育委員会において作成した指導計画や教材等の小中一貫カリキュラムを基にしながら、各学校においては、実際に使用する年間指導計画を作成していく。その際には、学びのエリアにおける9年間のめざす子ども像及び基本方針の設定を踏まえ、重点化を図っていく必要がある。

例えば、あるエリアにおいては、子どもたちの実態から算数・数学の一貫した指導に重点を置いた基本方針を設定する場合もあるかもしれないし、また別のエリアにおいては、地域性を考慮して環境教育に重点を置いた基本方針を設定する場合もあり得る。基本方針の設定にあたっては、各エリアのめざす子ども像や特性を十分に勘案していく必要がある。

5 学びのエリアにおける組織づくり

学びのエリアにおいては、小中一貫教育に関わる次年度基本方針や保幼小中連携研修の企画などを検討・決定するための組織体制を整える必要がある。

また、全体の年間スケジュールについても、協議を行う中で小学校と中学校が共通認識を持つことができる、小・中学校の教職員の協議によって互いをよく知ることができるなどの効果が見込めるため、各エリアにおいて作成していく。

学びのエリアにおける組織及び年間スケジュールについては、以下のような形を基本と考えている。この形を基本としながら、学びのエリアで協議しながら決定していく。また、今後はエリアの校長を統括する「エリア長」を中心として小中一貫教育を推進していく。

月	エリアの校長	エリアの副校長・主幹教諭・ 保幼小中連携教育担当	エリアの教員
12月	校長会 □今年度の成果と課題 □次年度の基本方針		学びのエリアにおける取組
1月	運営委員会 □取組計画の検討・策定 □研修Ⅰに向けて		
2月		教務主任研修 □取組計画の調整	
3月			
4月	学びのエリア別保幼小中連携研修Ⅰ □授業公開（中学校にて） □取組計画の確認・協議		
5月			
6月			
7月	校長会 □取組状況の確認		
8月			
9月	運営委員会 □取組状況の確認 □研修Ⅱに向けて		
10月	学びのエリア別保幼小中連携研修Ⅱ □授業公開（小学校にて） □取組状況についての協議		
11月			
12月	校長会 □今年度の成果と課題 □次年度の基本方針		
1月	運営委員会 □取組計画の検討・策定 □研修Ⅰに向けて		
2月		教務主任研修 □取組計画の調整	
3月			

6 学びのエリアにおける教員、及び児童・生徒の交流

学びのエリアでは今まで年2回の保幼小中連携研修を核として、エリア内の小学校と中学校が互いの授業を参観しながら、板橋区授業スタンダードの徹底などに取り組んできた。また、エリア内の児童・生徒の交流・連携を深めていくために、近隣保育園や幼稚園との交流活動、中学生による部活動指導、中学校での体験授業などにも取り組んできた。

今後は、児童・生徒の交流活動とともに、エリア内の小・中学校教員同士の交流活動にも力を入れていく。具体的には、小・中学校教員によるTT（ティーム・ティーチング）授業や、中学校教員が小学校に出向いて行う出前授業などである。

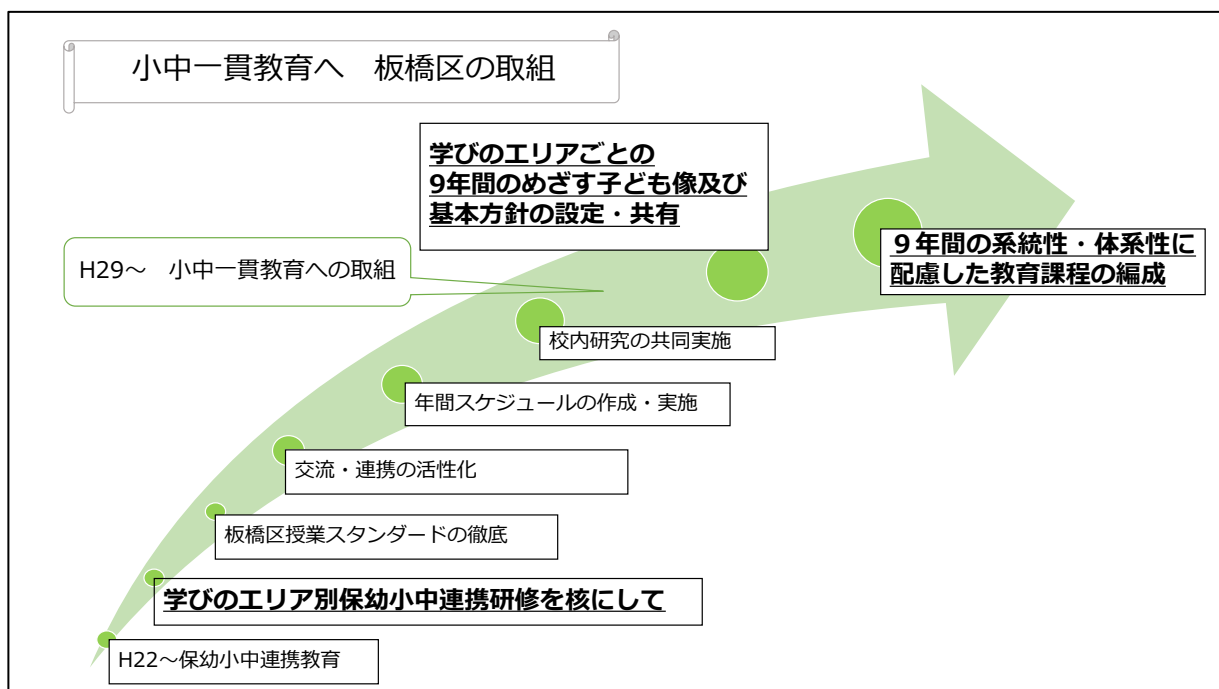
また、校内研究については、平成28年度から5エリアで研究指定校として共同実施をしているが、他のエリアにおいても、校内研究のテーマを共通にするなどして、エリア内の他校の研究授業・協議会への参加を促していく。

特別支援教育においては、新しい環境に適応しにくい児童にとって過ごしやすい学校環境を整えるよう配慮していく。また、各児童に関する個別の教育支援計画や個別の指導計画を円滑に引き継げるよう、小・中学校教員の情報共有を密にしていく。

保幼小の連携については、学校行事への参加や学校見学・体験、「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」の推進など、就学前教育と小学校教育の接続の具体化を引き続き行っていく。

そして、従来の保幼小中連携教育から、学びのエリアを核とした「保幼小接続・小中一貫教育」へと発展させていく。

図 3-3 板橋区における小中一貫教育の主な取組



第4章 板橋区における小中一貫教育を推進するために

1 小中一貫教育推進のための役割分担

(1) 学校の役割

学校内における体制を整え、学びのエリア校と連携・協働しながら、次のような取組により、小中一貫教育を推進していく。

- 学びのエリアで作成した年間スケジュールに沿って計画的に取組を実施する。
- 学びのエリアにおけるめざす子ども像や基本方針の検討を踏まえて、教育課程を編成していく。
- 教育委員会が作成した指導計画や教材等を基に、学びのエリアで検討した重点項目を踏まえて、実際に使用する年間指導計画を決定し、運用していく。
- 学びのエリアにおける交流等を通じて、教職員が異なる校種の指導内容・方法を互いに理解することにより、教職員の授業力や生活指導力を高めていく。
- 小中一貫教育の取組内容等を十分に保護者や地域に説明し、共に関わり合いながら、目的・効果がより達成されるように努める。

(2) 学びのエリアの役割

板橋区の小中一貫教育を推進していく核となるのが学びのエリアであり、学びのエリアにおける取組が今後ますます重要になっていく。

- 小中一貫教育に関わる次年度基本方針や年間スケジュールの作成、全教員参加の保幼小中連携研修の企画など、検討・決定するための組織体制を整える。
- 児童・生徒や地域の状況を踏まえて、年間スケジュールを前年度中に作成する。その際、児童・生徒の交流のみならず、教員同士の交流についても充実を図る。
- 義務教育9年間を見通しためざす子ども像を設定し、エリア内の小・中学校で共有を図る。また、めざす子ども像とともに、小中一貫教育を推進するための基本方針についても検討・設定のうえ共有を図る。
- 教育委員会が作成した指導計画や教材等を踏まえ、エリア内で重点的に実施すべき教育活動を検討する。

(3) 教育委員会の役割

教育委員会においては、各校・各エリアの取組状況を把握し、課題の検討や取組の評価を行うとともに、次のような方策により小中一貫教育を推進していく。

- 小中一貫教育に向けた取組を全区展開していくために、組織としての推進体制を整える。「小中一貫教育に関する検討会」は平成29年度末で終了するが、部課長から成るプロジェクトチーム（PT）として「保幼小接続・小中一貫部門」を設置し、引き続き推進体制を確保する。
- 小中一貫教育指導資料等について、全小・中学校への周知を図る。
- 全教科等についての年間指導計画を作成することにより、小中一貫カリキュラムを整備していく。

- 保幼小中連携研修の名称や進め方について再検討し、より良い小中一貫教育の在り方を模索していく。
- 小中一貫教育に関わる取組について、広報やホームページ等を通じて、保護者や地域に積極的に発信していく。

(4) 地域との連携

小中一貫教育は、学校と教育委員会だけで推進できるものではなく、保護者や地域の力と連携しながら進めていく必要がある。小・中学校の教職員が互いに理解し合う体制をつくることによって、保護者や地域住民が学校を信頼し、課題を共有し、学校を支援する活動が充実していくことにもつながる。

次項に述べるコミュニティ・スクールをはじめ、PTAや町会・自治会などの理解・協力も得ながら小中一貫教育を推進していく。

2 小中一貫教育とコミュニティ・スクール

板橋区教育委員会では、平成29年3月に「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」を設置し、板橋区の特性を生かしたコミュニティ・スクールの在り方について検討を進めている。検討会における検討状況は参考資料1のとおりであり、平成32年度(2020年度)から「コミュニティ・スクール委員会(学校運営協議会)」の全区立小・中学校への設置をめざしている。

「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」での検討状況を基に、本検討会としては、小中一貫教育とコミュニティ・スクールとの関係について、以下のように考えている。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校を指すが、この学校運営協議会の主な機能の1つに、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、ということが挙げられる。学校運営の基本方針は教育目標を達成するために策定されるものであり、今後、学びのエリアにおいて9年間のめざす子ども像を共有していくこととなれば、学校運営の基本方針は小学校と中学校の9年間を見通したものとなる。学校運営協議会においては、保護者や地域を含めて、小中一貫教育を踏まえた学校運営の基本方針を共有していくこととなる。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6によれば、学校運営協議会は学校ごとに置くように努めなければならないとあるが、2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には一定の条件の下に、2以上の学校で1つの学校運営協議会を設置することができる、という規定も設けられている。

各学校の立地や施設の状況、児童・生徒数の動態、地域との関係等によっては、今後小・中学校を併せた2以上の学校で、あるいは学びのエリア内の学校で学校運営協議会を一本化していこうとする自発的な動きが出てくる可能性がある。このような状況になると、小中一貫教育と板橋区コミュニティ・スクールとの関連がより密接になるものと考えている。

3 学校施設整備計画との整合性

板橋区教育委員会では、平成 26 年 2 月に「いたばし魅力ある学校づくりプラン」を策定し、教育環境の整備を施設の老朽化対策というハード面に加え、学校の適正規模・適正配置の視点を取り入れて一体的に推進し、充実した教育環境を整備していくこととしている。

今後、板橋区において小中一貫教育校としての施設整備を行うタイミングがあるとなれば、学校の建替時期を捉えて整備するのが基本であると考えている。今後の学校施設整備にあたっては、小中一貫教育を推進する視点を導入することとしていく。

しかしながら、全ての学校を施設一体型の小中一貫教育校として建設することは現実的ではない（施設面の検討については参考資料 2・3 も参照のこと）。

従って、板橋区において小中一貫教育を推進していくに際しては、施設隣接型もしくは施設分離型を核として、学びのエリアを基軸としながら実施していく。「小中一貫型小学校・中学校」や「義務教育学校」の設置については、板橋区では、学校の改築等のタイミングを捉えて検討の視野に入れていくものと考えている。

また、全国的に見ると小中一貫教育を実施している学校においては、現在の 6-3 制に捉われずに 4-3-2 や 4-5、5-4 など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組を実施している学校も多い。よって、例えば 4-3-2 や 4-5、5-4 などの区切りを採用することにより、小学 5 年生や小学 6 年生が中学校の校舎に通い、中学生と共に生活するような形態も考えられる。

施設整備を伴わない多くの学校においては、学びのエリアによる施設分離型の小中一貫教育を展開していく。

4 小中一貫教育における課題

小中一貫教育を実施している先行事例においては、小中一貫教育における課題として、主に「教職員の負担感・多忙感の解消」「小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「小・中合同の研修時間の確保」などを挙げていることが多い。しかしながら、文部科学省の調査によれば、こうした項目を課題として認識している割合は平成 26 年度時点と平成 29 年度時点とで比べるとかなり減少している。小中一貫教育導入後の時間の経過による「慣れ」により、一定程度課題が解消された側面もあるものと考えられる。

また、教職員の負担感については、新しいことを始めるにあたっての「不安感」という心理的な要素が介在している可能性もある。今後、小中一貫教育を推進していくにあたっては、教職員研修などの場において小中一貫教育の意義や目的をしっかりと説明し、こうした「不安感」の解消に努めていく必要がある。

さらに、小学校と中学校の距離が離れている施設分離型の場合に、児童・生徒間の交流を頻繁に行うことは、移動時間確保の必要から引率する教職員の負担感・多忙感につながる可能性が高いため、その場合にはむしろ教員同士の交流に力を入れるなど、取組を工夫していく。

5 今後のスケジュール

年度	学びのエリア	教育委員会
平成 29 (2017) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国語」、「算数・数学」、「英語」、「キャリア教育」の指導計画等が完成 → 各小・中学校に配付 → 「小中一貫教育指導資料」については全教員に配付 → 説明会の開催 ● 板橋の教育課題に関する研究指定校を5つの学びのエリアで指定 	
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 見直し後の学びのエリアで取組開始 ● 小中一貫教育指導資料等について各小・中学校において活用 ● めざす子ども像及び基本方針の設定・共有に向けて学びのエリアにおいて協議開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中一貫教育指導資料等について全小・中学校への周知を図る。 ● その他の教科等の年間指導計画を作成開始 ● 保幼小中連携研修の名称や進め方について再検討
	<ul style="list-style-type: none"> ● 板橋の教育課題に関する研究指定校を5つの学びのエリアで指定 	
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 保幼小中連携研修を再検討した結果により実施 ● めざす子ども像及び基本方針の設定・共有に向けて学びのエリアにおいて引き続き協議 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の教科等の年間指導計画等を引き続き作成 → 各小・中学校に配付
	<ul style="list-style-type: none"> ● 板橋の教育課題に関する研究指定校を5つの学びのエリアで指定 	
平成 32 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 新学習指導要領の小学校全面実施に併せ、学びのエリアにおいてめざす子ども像及び基本方針を設定・共有 ● 9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成 ● エリアを統括する「エリア長」を中心として小中一貫教育を推進 ● 全小・中学校(73校)で本格的に板橋区コミュニティ・スクールを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新学習指導要領に基づく年間指導計画等の作成開始
	<ul style="list-style-type: none"> ※状況によっては、学びのエリアで1つのコミュニティ・スクール設置も可能 	

本報告書では平成32年度(2020年度)までのスケジュールを示している。小中一貫教育をさらに進化させていくためのスタートラインと捉えている。

参考資料

1 「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」における検討状況

(1) 板橋区コミュニティ・スクール導入検討に至った背景

近年、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子どもたちの規範意識や社会性等の課題、複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担等、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっている。そのような状況を受け、板橋区教育委員会では、学校・家庭・地域が一体となって、より良い教育の実現に向けて取り組むために、平成 28 年 3 月に策定した「いたばし学び支援プラン 2018」に「板橋区コミュニティ・スクールの導入検討」を位置づけた。

また、コミュニティ・スクールの導入検討に先駆け平成 28 年 8 月に実施した、板橋区内の区立小・中学校（75 校）を対象に行った「学校支援活動等の実施に関する調査」の結果からも、学校は学校教育を行ううえで、地域との連携は欠かすことができないと認識している。また、「学校経営そのもの」についても、地域との連携が必要だと感じている学校が全体の 35%に及んだ。学校はこれまで以上に保護者や地域の方々と課題を共有し、地域総掛かりで、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という、共通の目標やビジョンをもって、日々の教育活動を進めていくことが求められている。

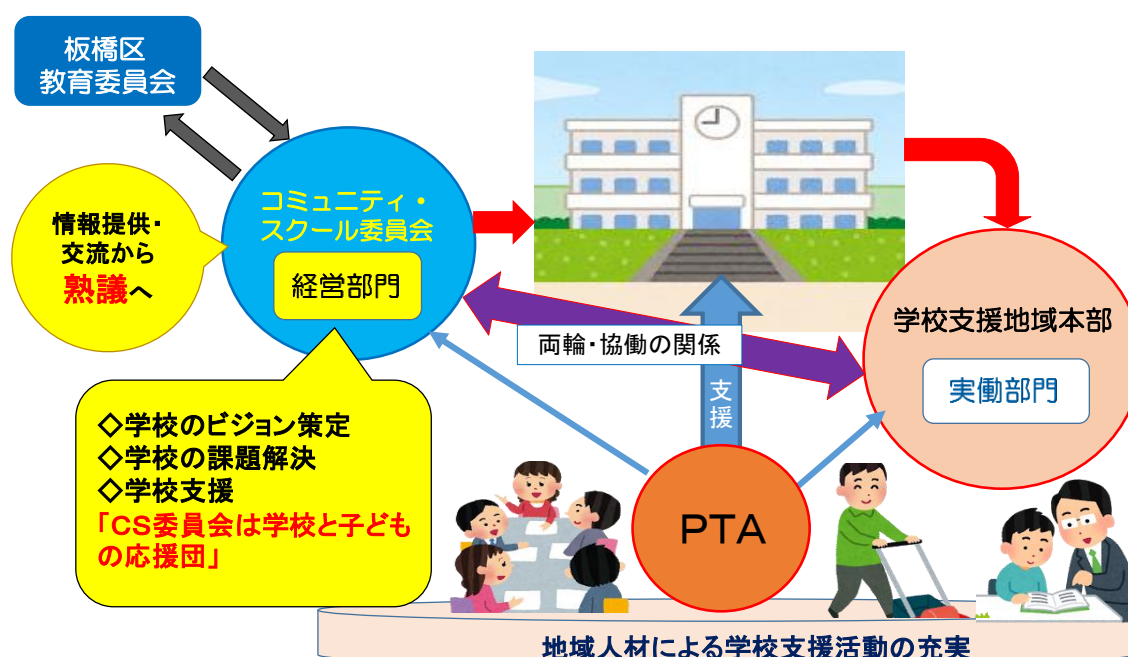
板橋区では、『これからの時代を生き抜く子どもたちを育む』体制を構築するツールとして、全ての学校に設置している「学校運営連絡協議会」を「コミュニティ・スクール委員会(学校運営協議会)」に移行するとともに、平成 30 年度に全校実施となる「学校支援地域本部」と両輪・協働の関係で運営し、教育活動を支援する仕組みである「板橋区コミュニティ・スクール」の導入に向け、検討会を設置し検討を開始した。

平成 29 年 3 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことも、導入検討を行ううえで追い風となった。板橋区では、コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」に有効なツールであり、何か新しいことを始めるのではなく、今ある仕組みや組織等を最大限に活用し、そして改善し教育活動の充実につなげていきたい。あわせて、学校を核とし地域の方々が活動を通じてつながることによって、地域コミュニティの活性化にもつなげていきたいと考えている。

(2) 今後の展開

平成 32 年度（2020 年度）の新学習指導要領の小学校全面実施に併せ、板橋区内の区立全小・中学校（73 校）で、板橋区コミュニティ・スクールの導入をめざす。その準備組織として、平成 30 年度（2018 年度）は 10 校、平成 31 年度（2019 年度）は全小・中学校で「コミュニティ・スクール推進委員会」を設置し、課題の抽出等を行いながら検討を重ね、全校での板橋区コミュニティ・スクール導入に向けた取組を行っていく。

(3) 板橋区コミュニティ・スクールの仕組み



2 小中一貫教育における施設面の検討

仮に板橋区において施設一体型、もしくは施設隣接型・施設分離型の小中一貫教育校を設置する場合の留意事項について、全国の先行事例や文部科学省の報告書を基に一般的な事項をまとめた。実際に施設整備を行う際には、この留意事項を土台としながら、さらに個別具体的に検討していく必要がある。

(1) 施設一体型の留意事項

ア 校庭

- ・小学生と中学生の交流行事に対応できる広さと、運動会等に来校する保護者や関係者が観覧できる空間の確保について留意する。
- ・子どもたちの安全を確保するため、小学生の遊び場（特に放課後のあいキッズ利用時間帯）と、中学生の部活動の実施場所については、明確に区分けする必要がある。校庭を2か所確保できることが望ましいが、難しい場合には、サブグラウンドや中庭、広場、屋上等で1か所を確保する。板橋区では校地が狭小な学校が多いため、人工地盤上に校庭を設置したり、可動式の防球ネットやフェンスの設置等により校庭を区画・分割したりすることも視野に入れる。
- ・小学生の中休み時間と中学生の体育の授業が重なると校庭の利用に支障を来すことが考えられるため、運営面も含めて計画する必要がある。

イ 体育館

- ・小学生と中学生の交流行事への対応、各種競技に必要な面積の確保など、学級数に応じた体育館機能を整備する必要がある。
- ・板橋区では校地が狭小な学校が多いが、9学年ある体育の授業の時間数に留意すると、施設一体型の場合には体育館スペースを2つ用意し、1つを小学生用、もう1つを中学生用として整備する必要がある。
- ・片方の体育館スペースについては、全校集会や始業式・終業式などの式典の際に9学年が一斉に入れる広さや、観覧スペース（ギャラリーやキャットウォーク※等）を確保する必要がある。

※キャットウォーク…高所設置の照明や緞帳などを調整・点検等するために設けられた細い通路。

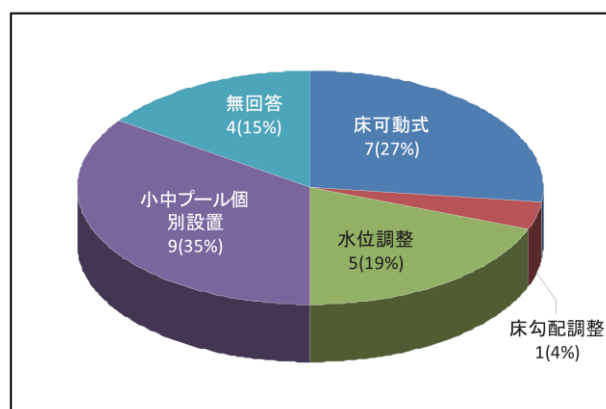
ウ プール

- ・小学生と中学生が使用するため、水深及び利用期間についての配慮が必要となる。
- ・水深を変える工夫としては、可動床方式や貯水方式により水深を調整できるプールにすることや、水深を中学生用に設定したうえで、プールフロアを沈める方法などが考えられる。

- ・プールの設置を1つとする場合、小・中学生9学年が夏季という限定された期間に授業を行うため、各学年が偏りなく利用できるように効率的な授業編成を工夫する必要がある。
- ・温水プールを設置すれば通年稼働が可能となるが、設置経費・維持管理経費ともにコストが大きくなる。
- ・他にプールの利用可能期間を延ばす方法としては、可動屋根を設置する方法がある。日光により室温が上がるため、プールの利用期間を延ばすことが可能となる。
- ・小学生用と中学生用にそれぞれプールを設置するよりも、水深調整や利用期間対策などを行ったプールを1つ設置して小学生と中学生で共用の方が財政的なメリットが期待できる。

プールの水深の配慮 【Q13-6：n=26、市町村教育委員会等回答】

プールの水深については、身長差への配慮がなされており、「小中プール個別設置」9校（35%）、「床可動式」7校（27%）、「水位調節」5校（19%）、「床勾配調整」1校（4%）となっている。



（平成19年10月時点：施設一体型小中一貫教育校における調査結果）

エ 特別教室

- ・小学校に必要な特別教室としては、家庭科室・理科室・図工室・音楽室、中学校に必要な特別教室としては、家庭科室（調理室・被服室）・理科室・美術室・技術室・音楽室などが挙げられる。
- ・特別教室の中でも稼働率の低い部屋については、時間割を調整することにより、小学生と中学生が共用することができる。特に、家庭科室については共用できる可能性が高く、共用することで建設費用の抑制につながると考えられ、財政的なメリットが期待できる。
- ・特別教室を小学生と中学生の兼用とする場合には、机や流しなどの高さについて、体格差があっても使用できるような工夫が必要である。

オ 職員室・管理諸室

- ・小学校と中学校の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理諸室を計画することが重要である。

- ・職員室を1つにし、小学校教員と中学校教員が日常的に情報交換や打合せ、相談ができる環境を整えることで、9年間連続した授業や指導、子ども一人ひとりに対する情報共有、教員の指導力向上などの効果が期待できる。

カ 給食室

- ・小学生と中学生では摂取カロリーが異なるため、同じメニューで量を調整するか、もしくは2系統にして同じ食材で別メニューにするなどの工夫が必要となる。
- ・広さは9学年分の調理が可能となる面積が必要になるが、給食室の設置は1か所で済むため、小学校と中学校にそれぞれ設置するよりは建設費用の抑制につながる。

キ 学校図書館

- ・学校図書館やパソコン室は調べ学習が効果的に実施できるようメディアセンターとしての機能を持たせ、学校の中心的な位置に置くなど各教室からの距離等に留意する。
- ・学校図書館の設置は1か所とすることが可能であるが、図書館の中に小学生用スペースと中学生用スペースを設ける必要がある。また、児童・生徒数に応じた蔵書数が必要となる。

ク 異学年交流スペース

- ・学年や学年段階の区切りを超えて年齢の異なる児童・生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画することが重要である。
- ・廊下や階段等の移動空間、中庭等の屋外空間、ピロティなどの半屋外空間、登下校時のアプローチ空間などを単なる移動空間として考えず、自然に異学年交流を生む空間として設計上の工夫を行う。
- ・食堂やランチルームを計画する際には、食事だけでなく、異学年や地域と交流できる空間として活用できるように多目的かつ多機能な空間とする。

ケ 昇降口

- ・多くの児童・生徒が集まる昇降口については、施設の安全面を考慮し、小学生（特に低学年）と中学生で別々にした方が望ましい。
- ・小学校低学年の児童については、運動場やバルコニー等から直接教室に入れるようなアプローチ方法も考えられる。災害時の避難ルートとしても有効である。

コ 地域開放室（PTA室等）

- ・保護者、地域住民等が学校運営を支援する取組や、地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組（板橋区コミュニティ・スクール）の利用を考慮した計画とする。

- ・地域の力で学校を支える諸活動のためには、学校内に学校を支援する人が活動するための居場所を設ける必要がある。
- ・学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域に開放する施設や範囲をゾーニングし、地域住民と共同利用のできる施設として計画することも重要である。

サ あいキッズ専用室

- ・平成 27 年度から全区立小学校で実施している板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」については、学校内に専用室を設ける必要がある。
- ・学校活動に支障がないように配慮しつつ、学校図書館や体育館などの有効活用も含めてゾーニングしていく。

(2) 施設隣接型・施設分離型の留意事項

- ・門扉の設置位置については、両校のアクセスのしやすさに配慮する。
- ・小・中学校の教員が合同で会議をするスペースや、児童・生徒が交流できるスペースを確保できるよう配慮する。
- ・異なる敷地に別々に設置されている施設について、小・中学校段階間の一体感を生み出す意匠を施すことも望ましい。
- ・施設間の合同授業、合同行事等を行うため、来校する児童・生徒や教職員が円滑に移動することができるように、動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておく。
- ・施設間の一体感を生み出す工夫として、児童・生徒や保護者、地域住民が立ち寄りやすい位置に、全学的な取組などを紹介する展示、掲示等のための設備を計画することも望ましい。
- ・中学校の既存校舎を活用して合同授業や合同行事等を行う際には、児童が階段を安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材等に配慮することが重要である。
- ・施設間の連携内容を踏まえ、多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合には、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保するなど、避難経路の設置に留意することが重要である。

【資料出典】

- ・国立教育政策研究所 文教施設研究センター（平成 21 年 2 月） 「小中一貫教育の特色を活かした学校づくり～施設一体型校舎の計画・設計の留意点～」
- ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（平成 27 年 7 月） 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの 9 年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」

3 板橋区における小中一貫教育校の施設規模の検討

一定の仮定を置いた条件下において、板橋区で仮に施設一体型の小中一貫教育校を設置しようとした場合、どのような施設規模になるかシミュレーションを行った。

(1) 施設規模算定に伴う条件設定

ア 学校規模（児童・生徒数）の想定

板橋区教育委員会が平成 26 年 2 月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」においては、将来にわたり“教育上望ましい規模”が維持され集団としての教育的機能が最大限に発揮される学校づくりをめざす観点から、学校改築の際には、小学校、中学校ともに 12 学級から 18 学級を基本に整備していくこととしている。このことから、板橋区において教育上望ましいとしている下限（最小規模）「小学校 12 学級・中学校 12 学級」を想定してシミュレーションを行った。

検討会の中では「小学校 12 学級・中学校 6 学級」の 18 学級程度が小中一貫教育校としては適正規模なのではないかという意見もあったが、あくまでも現行の板橋区教育委員会における基準を基にシミュレーションを行った。

	学年	学級数	児童・生徒数 (1 学級あたり)	児童・生徒数 (1 校あたり)
小学校 12 学級	1・2	2 学級	35 人	140 人
	3・4・5・6	2 学級	40 人	320 人
	合 計			460 人
中学校 12 学級	1	4 学級	35 人	140 人
	2・3	4 学級	40 人	320 人
	合 計			460 人
小学校・中学校 24 学級			総 計	920 人

イ 特別教室共用化の検討

小学校と中学校で共用することにより面積の縮減効果が見込まれる特別教室は以下の教室である。

小学校	家庭科室		図工室		理科室	音楽室
中学校	調理室	被服室	美術室	技術室	理科室	音楽室

小学校・中学校で計 24 学級を想定した場合の特別教室の必要数の算定結果は以下のとおりである。なお、検討にあたっては、チャイムや時間割等、運用面の調整は可能であるものと仮定している。

教科名	小学校						中学校						週あたり 総授業 時数 A	週あたり 教科授業 に割当て 可能な 授業時数 B(※)	A÷B	A÷B (合計)	必要 教室数 C	利用率 A÷B÷C ×100%
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年						
	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数	授業 時数	学級 数		
家庭科(小)						1.7	2	1.6	2						6.6	24	0.28	
家庭科(中)										1	4	1	4	1	4	12	25	0.48
図工				1.7	2	1.7	2	1.4	2	1.4	2				12.4	24	0.52	
美術												2	4	1	4	16	25	0.64
技術												1	4	1	4	12	25	0.48
理科(小)				2.6	2	4	2	4	2	4	2				29.2	24	1.22	
理科(中)												3	4	4	4	44	25	1.76
音楽(小)				1.7	2	1.7	2	1.4	2	1.4	2				12.4	24	0.52	
音楽(中)												2	4	1	4	16	25	0.64

※ 週あたり教科授業に割当て可能な授業時数
 (小学校) 週あたりの授業時数28時間から特別活動1時間、道徳1時間、総合的な学習の時間2時間を除いた24時間
 (中学校) 週あたりの授業時数29時間から特別活動1時間、道徳1時間、総合的な学習の時間2時間を除いた25時間

一般的に、教室の利用率が80%を超える場合には時間割編成が難しいものとされている。特別教室の室数を「家庭科室1室」、「美術室1室・技術室1室」、「理科室3室」、「音楽室2室」と仮定した場合、家庭科室も図工室も稼働率が80%前後になり時間割調整が難しくなるが、講義等をできるだけ普通教室で行うような運用を検討することで、小学校と中学校で共用化が図れる可能性がある。理科室についても利用率が99%と高いが、講義は普通教室で行い、実験室を利用する授業を調整することができれば、3室程度に抑えることができる。

以上の算定結果から、「調理スペースと被服スペースが一体になった大きめの家庭科室を小中共用で1室」、「美術室と木工金工兼用技術室を各々1室とし、図工の授業をいずれかで実施」、「理科室は小学校1室、中学校1室、小中共用の第2理科室を1室で3室」、「音楽室は小学校、中学校ともに1室ずつで2室」と想定する。

(2) 学校規模の算定 (計画目標面積等)

ア 運動場施設

屋外運動場施設は、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を基準とする。

屋内運動場及び武道場は文部科学省の国庫補助金算定基準による床面積（以下、「国庫補助基準面積」という。）を基準とする。

○屋外運動場（設置基準）

	12学級
小学校	4,600 m ² (460人規模)
中学校	5,800 m ² (460人規模)

○屋内運動場（国庫補助基準面積）

	12学級
小学校	919 m ² (460人規模)
中学校	1,138 m ² (460人規模)

○武道場（国庫補助基準面積）

柔道場及び相撲場	250 m ²
剣道場及びなぎなた場	300 m ²
柔剣道場 (常に柔道と剣道が同時に行われるよう設計された施設)	450 m ²

イ 校舎

文部科学省の国庫補助基準面積を基準とし、その他については、板橋区独自の基準を基に算出した。

小学校（12 学級・単独建設の場合）		
校舎（国庫補助基準面積）	4,580 m ² (3,881 m ²)※	12 学級補助基準面積。多目的少人数加算面積を含む。 ※カッコ内は多目的少人数加算前の面積
給食施設	300 m ²	給食調理室
屋内運動場	919 m ²	
屋外プール	250 m ²	水面積
	200 m ²	付帯施設
ランチホール	150 m ²	2 学級 80 人想定、多目的ホール兼用
屋外倉庫	100 m ²	
地域連携施設	240 m ²	防災及び地域利用
あいキッズ	220 m ²	100 人想定
合計	6,709 m ²	プール水面積を除く。

中学校（12 学級・単独建設の場合）		
校舎（国庫補助基準面積）	5,668 m ² (5,129 m ²)※	12 学級補助基準面積。多目的少人数加算面積を含む。 ※カッコ内は多目的少人数加算前の面積
給食施設	300 m ²	給食調理室
屋内運動場	1,138 m ²	
武道場	300 m ²	剣道場
屋外プール	250 m ²	水面積
	200 m ²	付帯施設
ランチホール	150 m ²	2 学級 80 人想定、多目的ホール兼用
屋外倉庫	100 m ²	
地域連携施設	240 m ²	防災及び地域利用
合計	8,096 m ²	プール水面積を除く。

ウ 施設一体型小中一貫教育校

単独の小学校・中学校を想定した学校規模で建設すると合計で 14,805 m²の規模となる。施設一体型小中一貫教育校を想定する場合、共用できるスペースは極力共用し、限りある財源の中で学校施設を整備することも重要であることから、あくまでも削減の候補の一例として面積を想定している。これらの室面積を削減できた場合、合計で約 1,350 m²削減でき、施設全体では約 13,450 m²となる。これは、約 6.5 億円程度のコスト削減に相当する。

ただし、実際に施設一体型の小中一貫教育校を建設する場合には、各室の共用化について設計過程において十分な検討が必要となる。

施設一体型小中一貫教育校（12 学級+12 学級=24 学級）		
小学校	6,709.0 m ²	単独建設の場合
中学校	8,096.0 m ²	単独建設の場合
小・中学校 合計	14,805.0 m²	
以下、削減候補面積（例）		
家庭科室 ^{※1}	▲128.0 m ²	1 室分・準備室を含む
図工室 ^{※1}	▲128.0 m ²	1 室分・準備室を含む
倉庫(家庭科・図工) ^{※1}	+32.0 m ²	増加要素（児童・生徒の作品置場等を想定 ^{※1} ）
理科室	▲128.0 m ²	1 室分・準備室を含む。第 2 理科室を共用
地域・PTA 関連	▲51.2 m ²	小学校団体・中学校団体共用（運用面で調整）
図書室 ^{※2}	▲128.0 m ²	パソコンコーナー・閲覧スペース ^{※2} が対象
給食室	▲200.0 m ²	400 m ² 程度で運営
ランチホール	±0.0 m ²	小中連携のホールとして換算するため増減なし
会議室	▲51.2 m ²	小中共用
職員トイレ・印刷室等	▲96.0 m ²	小中共用
生徒（児童）会室	▲32.0 m ²	小中共用
保健室・カウンセリング室等	▲44.8 m ²	小中共用
特別支援教室	▲64.0 m ²	小中共用（教材庫や机・椅子置場は必要）
体育館ステージ（小）	▲46.0 m ²	小学校用体育館ステージ（行事は中学校体育館）
放送室・和室等	▲57.6 m ²	小中共用
防災倉庫	▲28.0 m ²	64 m ² ×2 教室=128 m ² →100 m ² に圧縮検討
プール付帯施設	▲200.0 m ²	ただし、可動屋根や水深調整等別途懸案事項あり
削減面積 合計	▲1350.8 m²	6.5 億円程度の削減効果
総計	13,454.2 m²	

※1 特別教室 小・中学校ごとに教材・教具・作品置場等のスペースは別途必要。

※2 図書室 小・中学校とも、学級数により蔵書数が決まっている。閲覧スペースを共用する場合には、運営面での調整が必要。

（例：休み時間 月間利用予定計画等の作成

放課後 あいキッズ利用と中学生自習とのバッティング 等）

(3) 板橋区立小・中学校の校地面積

平成 29 年 4 月 1 日現在、板橋区立小・中学校の校地面積の分布は以下のとおりとなっている。

区立小学校の校地面積は平均で約 10,000 m²であり、分布も 10,000～11,000 m²の学校が最も多くなっている。最も広い小学校でも約 16,000 m²となっている。

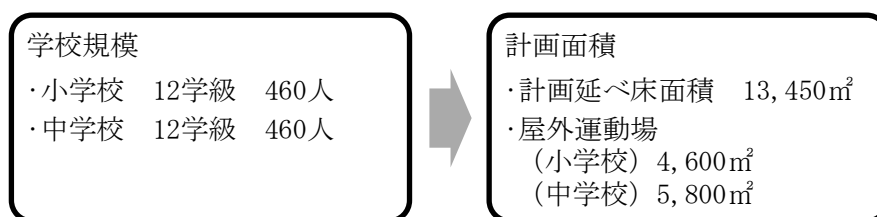
区立中学校の校地面積は小学校よりは広く、平均で約 13,400 m²である。分布としても 12,000～13,000 m²の学校が多くなっており、最も広い中学校は約 23,000 m²となっている。

校地面積	区立小学校数 (N=52 校)	区立中学校数 (N=23 校)
5,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	1	0
6,000 m ² " 7,000 m ² "	3	0
7,000 m ² " 8,000 m ² "	9	1
8,000 m ² " 9,000 m ² "	5	0
9,000 m ² " 10,000 m ² "	6	1
10,000 m ² " 11,000 m ² "	15	3
11,000 m ² " 12,000 m ² "	2	3
12,000 m ² " 13,000 m ² "	6	5
13,000 m ² " 14,000 m ² "	1	2
14,000 m ² " 15,000 m ² "	2	3
15,000 m ² " 16,000 m ² "	1	2
16,000 m ² " 17,000 m ² "	1	1
17,000 m ² " 18,000 m ² "	0	0
18,000 m ² " 19,000 m ² "	0	0
19,000 m ² " 20,000 m ² "	0	0
20,000 m ² " 21,000 m ² "	0	0
21,000 m ² " 22,000 m ² "	0	1
22,000 m ² " 23,000 m ² "	0	0
23,000 m ² " 24,000 m ² "	0	1

以下の(4)検討例では、対象校地が広い事例として 21,500 m²の中学校、対象校地が比較的狭い事例として 11,500 m²の中学校を想定して、仮に施設一体型の小中一貫教育校を建設する場合にはどのような施設規模になるかを示した。

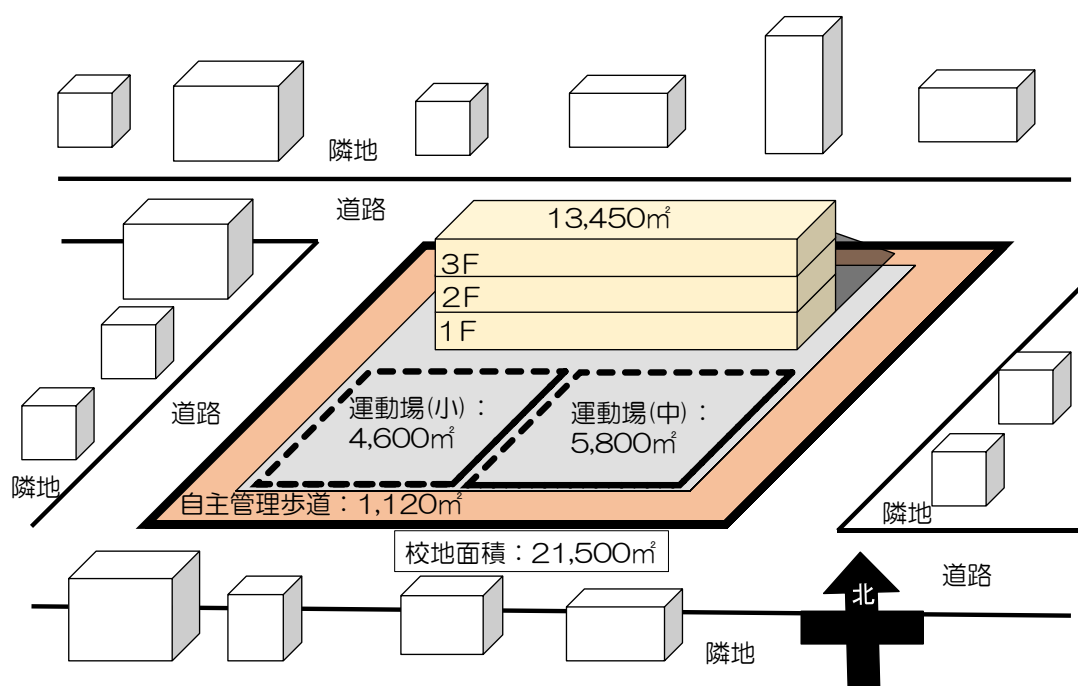
(4) 検討例

ア 条件設定



イ 対象校地が広い場合の事例

- 【敷地条件】 小学校 12,700^m2
中学校 21,500^m2 (建設予定地)
第一種中高層住居専用地域
絶対高さ17m
第二種高度地区
日影規制 3-2 時間/測定面 4m



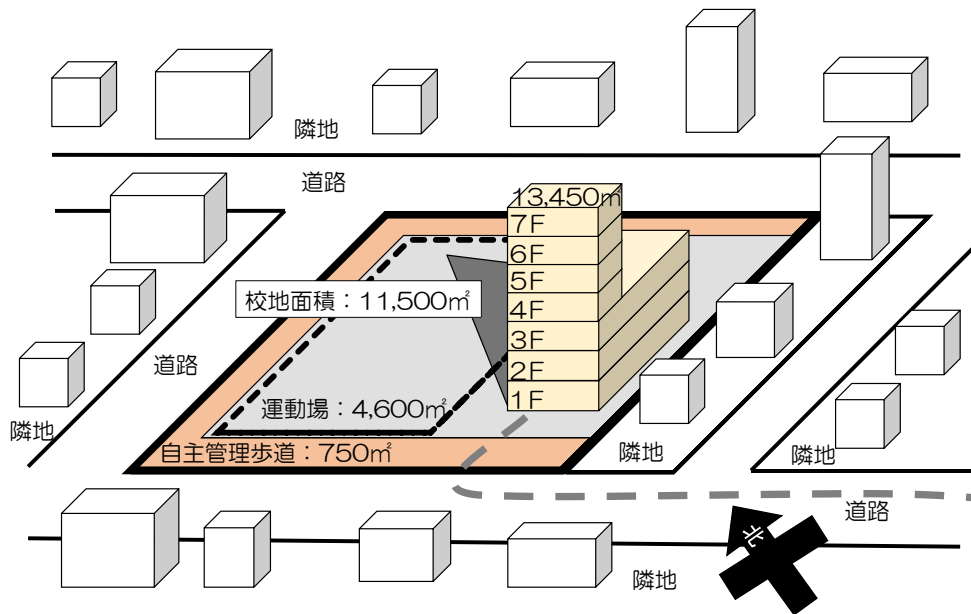
対象校地が広い場合、

- 屋外運動場 小学校・中学校の運動場の設置基準を満たしたうえで、同一敷地に設置することが可能。
- 校舎高さ 3階建て程度の規模で建設することが可能。
- 校舎配置 高層にならないため、敷地北側に学校を配置することが可能（斜線制限・日影規制）。陽当たりの良い校庭を確保できる。

→ 同一敷地内に建物、小学校・中学校の運動場の設置が可能である。

ウ 対象校地が狭い場合の事例

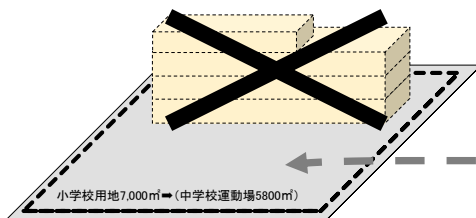
- 【敷地条件】 小学校 7,000 m²
 中学校 11,500 m² (建設予定地)
 第一種中高層住居専用地域
 絶対高さ 30m
 第二種高度地区
 日影規制 3-2 時間／測定面 4m



対象校地が狭い場合、

- 屋外運動場 小学校の運動場のみ同一敷地に設置可能。
- 校舎高さ 6～7 階程度の規模で高層となる可能性がある。
- 校舎配置 高層のため、斜線制限や日影規制等の影響により敷地南寄りの学校配置となる。校庭の陽当たりが悪くなってしまう。

→ 運動場確保のために、校舎を高層化する必要がある。



→ 運動場面積が不足するため、小学校用地の既存校舎を解体して中学校運動場としての整備を行い、部活動・体育の授業等を行うことも考えられる。

4 小中一貫教育に関する検討会設置要綱

(平成29年5月16日 教育長決定)

(設置目的)

第1条 平成29年3月に作成した「平成28年度 小中一貫教育に関する検討会 庁内検討報告書」を踏まえ、平成29年度における第二次検討組織として、教育委員会事務局、学校、保護者、地域住民などの相互間連携による意見交換を行い、「学びのエリア」との整合性、学校施設の老朽化と改築、学校の適正規模や適正配置など、教育の視点と施設整備計画の観点から小中一貫教育(校)の導入について検討するため、「小中一貫教育に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討会の構成)

第2条 検討会は、教育委員会が委嘱又は任命する別表1に掲げる委員で構成する。
2 検討会に会長及び副会長各1名を置く。
3 会長及び副会長は、学識経験者とする。
4 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(招集等)

第3条 検討会は、会長が招集する。
2 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(作業部会)

第4条 小中一貫教育に関する具体的な課題について検討するため、「小中一貫教育に関する検討会 作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置する。
2 作業部会は、その検討経過及び結果を検討会に随時報告する。
3 作業部会は、別表2に掲げる部会員で構成する。
4 作業部会に部会長を置き、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
5 部会長に事故があるとき又は不在のときは、部会員のうちで部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
6 作業部会は、部会長が招集する。
7 部会長は、会議に際し必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(関係する会議体との連携)

第5条 検討会の運営に際しては、小中一貫教育推進委員会(平成29年3月31日教育委員会事務局次長決定「小中一貫教育推進委員会設置要領」により設置)及び、板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会(平成29年3月15日教育長決定「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会設置要綱」により設置)と連携をとりながら、検討経過及び結果を報告するものとする。

(報酬)

第6条 検討会の委員が検討会に出席したときは、予算に定めるところにより報酬を支払う。
2 前項の規定に関わらず、公務で検討会に出席した公務員又はこれに準ずる者には、報酬を支払わない。

(事務局及び庶務)

第7条 検討会及び作業部会の事務局は、教育委員会事務局新しい学校づくり課に設置し、その庶務は教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課長において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び作業部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、教育長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会の目的が達成され、その検討内容をまとめた報告書が教育委員会で決定された日に、その効力を失う。

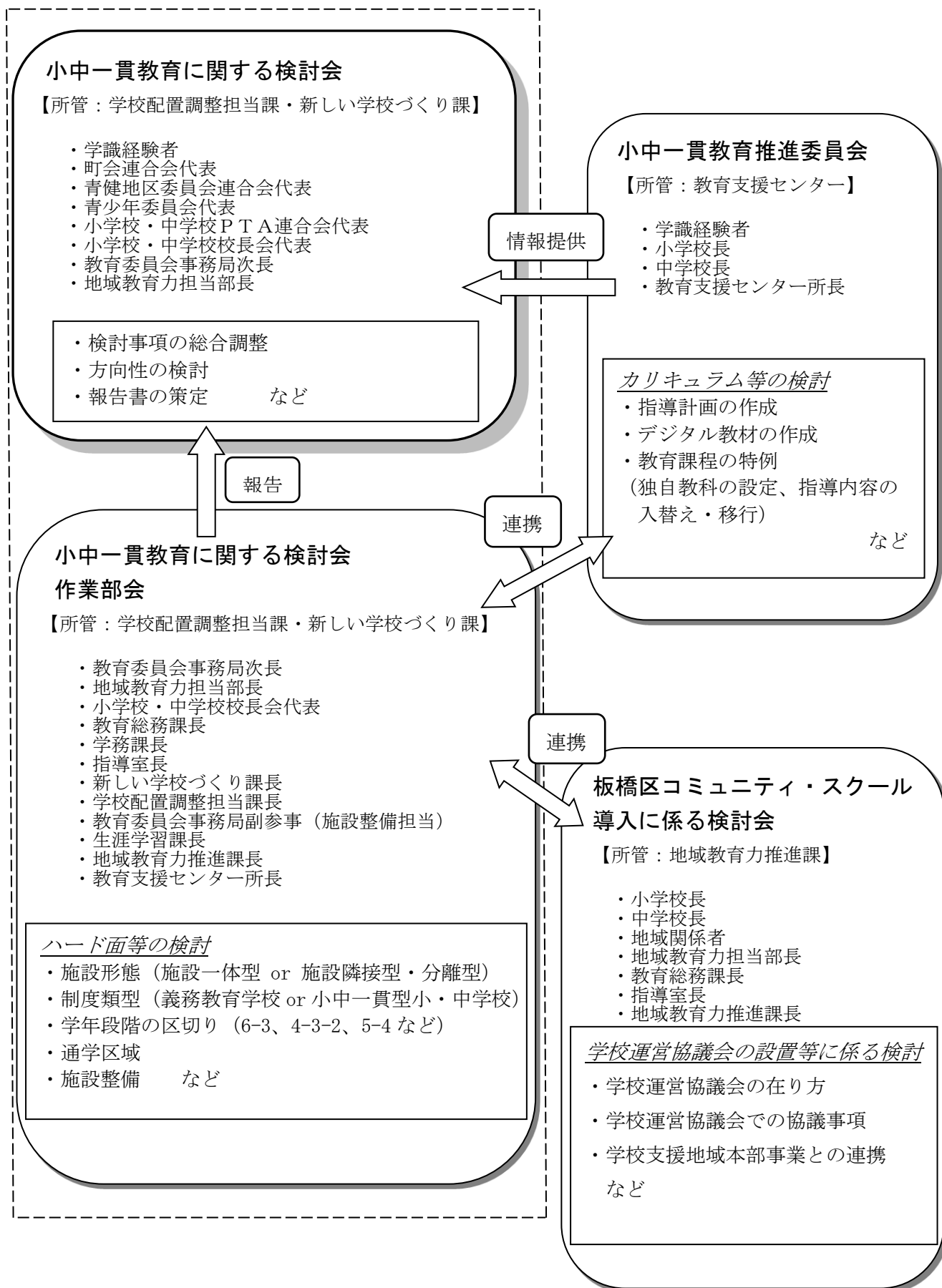
別表1 (第2条関係)

会 長	学識経験者 (1名)
副会長	学識経験者 (1名)
委 員	板橋区町会連合会から推薦された者 (1名)
	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会から推薦された者 (1名)
	板橋区青少年委員会から推薦された者 (1名)
	板橋区立小学校PTA連合会から推薦された者 (1名)
	板橋区立中学校PTA連合会から推薦された者 (1名)
	板橋区立小学校校長会から推薦された小学校長 (2名)
	板橋区立中学校校長会から推薦された中学校長 (2名)
	教育委員会事務局次長
教育委員会事務局地域教育力担当部長	

別表2 (第4条関係)

部会長	教育委員会事務局次長
部会員	教育委員会事務局地域教育力担当部長
	板橋区立小学校校長会から推薦された小学校長 (1名)
	板橋区立中学校校長会から推薦された中学校長 (1名)
	教育委員会事務局教育総務課長
	教育委員会事務局学務課長
	教育委員会事務局指導室長
	教育委員会事務局新しい学校づくり課長
	教育委員会事務局学校配置調整担当課長
	教育委員会事務局副参事 (施設整備担当)
	教育委員会事務局生涯学習課長
	教育委員会事務局地域教育力推進課長
	教育委員会事務局教育支援センター所長

5 小中一貫教育に関する検討体制 組織図（平成 29 年度）



平成 28 年度においては、教育委員会事務局の関連各課長及び小・中学校校長を交えた「小中一貫教育に関する検討会」を設置し、小中一貫教育制度に係る法改正の概要、今日の教育に求められる社会的要請などを踏まえながら、先進自治体での取組、成果と課題、学びのエリアでの取組、小中一貫教育を導入する際の留意点などについて情報を共有しなから意見交換を行ってきた。その意見交換の内容や検討の内容を整理し、平成 29 年 3 月に「平成 28 年度 小中一貫教育に関する検討会 庁内検討報告書」としてまとめた。

平成 29 年度においては、検討組織をさらに拡充させた第二次「小中一貫教育に関する検討会」として発展させ、教育委員会事務局のみならず、学識経験者や地域関係者、学校関係者も交えて、より具体的な検討へと進めてきた。

第二次の検討会については、下部組織として教育委員会事務局の関連各課長及び小・中学校校長からなる「作業部会」を設けて検討事項を調査・検討し、その内容を「小中一貫教育に関する検討会」に報告していく体制としている。

平成 27 年度に設置した「小中一貫教育推進委員会」については、引き続き指導計画及びデジタル教材等の作成を行い、平成 29 年度中の完成をめざしている。小中一貫教育推進委員会の運営にあたっては、「作業部会」と連携しながら進め、適宜「小中一貫教育に関する検討会」にも情報を提供している。

また、平成 28 年度末に設置した「板橋区コミュニティ・スクール導入に係る検討会」とも連携しながら、板橋区の新しい教育制度、学校の在り方について、教育委員会が一丸となって取り組んでいる。

6 小中一貫教育に関する検討会 委員名簿（平成 29 年度）

○小中一貫教育に関する検討会

No.	要 綱	役 職	氏 名
1	会 長	千葉大学特任教授	天笠 茂
2	副会長	玉川大学客員教授	輿水 かおり
3	委 員	板橋区町会連合会副会長	小林 英子
4	委 員	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会副会長	細井 昭夫
5	委 員	板橋区青少年委員会副会長	大矢 京子
6	委 員	板橋区立小学校 P T A 連合会会計監査	袴田 隆英
7	委 員	板橋区立中学校 P T A 連合会会長	朝倉 利彦
8	委 員	板橋区立志村第六小学校校長	杉本 昌彦
9	委 員	板橋区立北野小学校校長	田郷岡 正秀
10	委 員	板橋区立板橋第一中学校校長	増田 裕子
11	委 員	板橋区立高島第三中学校校長	飯塚 正人
12	委 員	教育委員会事務局次長	矢嶋 吉雄
13	委 員	教育委員会事務局地域教育力担当部長	松田 玲子

○小中一貫教育に関する検討会 作業部会

No.	要 綱	役 職	氏 名
1	部会長	教育委員会事務局次長	矢嶋 吉雄
2	部会員	教育委員会事務局地域教育力担当部長	松田 玲子
3	部会員	板橋区立志村第六小学校校長	杉本 昌彦
4	部会員	板橋区立板橋第五中学校校長	太田 繁伸
5	部会員	教育委員会事務局教育総務課長	木曾 博
6	部会員	教育委員会事務局学務課長	三浦 康之
7	部会員	教育委員会事務局指導室長	栗原 健
8	部会員	教育委員会事務局新しい学校づくり課長	佐藤 隆行
9	部会員	教育委員会事務局学校配置調整担当課長	大森 恒二
10	部会員	教育委員会事務局副参事（施設整備担当）	荒張 寿典
11	部会員	教育委員会事務局生涯学習課長	水野 博史
12	部会員	教育委員会事務局地域教育力推進課長	石橋 千広
13	部会員	教育委員会事務局教育支援センター所長	新井 陽子

7 「中間のまとめ」に対するパブリックコメント（意見募集）について

(1) 実施概要

募集期間：平成30年1月27日（土）～平成30年2月18日（日） 【23日間】

意見数：個人1名（直接持参1名） 1件

(2) いただいたご意見の概要と区の考え方

No.	いただいたご意見の概要	区の考え方
	「中間のまとめ」全般について	
1	<p>この検討結果まとめの優れた点については、以下のとおりと思います。</p> <p>まず第一章・第二章において、すでに実施してきた保幼小中連携教育のための、『学びのエリア』を活用した、連続的・合理的な小中一貫教育を構想していることです。</p> <p>次に第三章において、具体的な取組として、交流活動・連携研修・共同研究などを経て、子ども像や指導計画の共有・共通化に至る、教育改革の内容を明示していることです。</p> <p>さらに第三章では、構想推進のため、学校など各主体の役割を確認すると共に、今後のコミュニティ・スクール導入や学校施設整備との関係についても明記していることです。</p> <p>少子高齢化も進むなかで、様々な課題からくる被害や負担、危険を減らし、さらなる福利を増進すべく、新しい技術や政策を考え、支え、共に実現できる人材が求められます。</p> <p>板橋区の教育政策のさらなる発展に、期待します。</p>	<p>板橋区では、今まで進めてきた「学びのエリア」における小中連携教育の取組の蓄積を踏まえながら、さらに内容を充実・発展させ、学びのエリアを核とした「保幼小接続・小中一貫教育」へとつなげていきます。</p> <p>このことにより、今まで以上に教育の質を向上させ、義務教育の効果が高めることができるものと考えています。</p> <p>「中間のまとめ」の主旨にご理解をいただき、ありがとうございます。</p>

8 小中一貫教育に関する検討会 検討経過（平成 29 年度）

○小中一貫教育に関する検討会

回	開催日	検討内容等
第 1 回	平成 29 年 7 月 19 日（水）	委員紹介、運営方法確認、学びのエリアの取組、小中一貫教育の制度類型、検討の方向性、検討スケジュール
第 2 回	平成 29 年 9 月 26 日（火）	板橋区における小中一貫教育の方向性、学びのエリアの現状、板橋区における小中一貫教育、小中一貫教育における特徴的な取組
第 3 回	平成 29 年 10 月 30 日（月）	小中一貫教育における施設面の検討、小中一貫教育における課題
第 4 回	平成 29 年 11 月 29 日（水）	指導計画、コミュニティ・スクール、「中間のまとめ」骨子（案）
第 5 回	平成 29 年 12 月 22 日（金）	「中間のまとめ」（案）の提示
第 6 回	平成 30 年 3 月 14 日（水）	パブリックコメント実施報告、検討会報告書（案）の提示

○小中一貫教育に関する検討会 作業部会

回	開催日	検討内容等
第 1 回	平成 29 年 8 月 21 日（月）	板橋区における小中一貫教育の方向性、学びのエリアの現状、制度類型、教育目標、教育課程の特例、教員の乗入れ授業、小学校における教科担任制、学年段階の区切り、小学生の部活動参加
第 2 回	平成 29 年 10 月 10 日（火）	小中一貫教育における施設面の検討
第 3 回	平成 29 年 11 月 10 日（金）	指導計画、コミュニティ・スクール、「中間のまとめ」骨子（案）
第 4 回	平成 29 年 12 月 6 日（水）	「中間のまとめ」（案）の作成
第 5 回	平成 30 年 2 月 27 日（火）	パブリックコメント実施報告、検討会報告書（案）の作成

平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会
検討報告書

編集 板橋区教育委員会事務局
新しい学校づくり課・学校配置調整担当課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2090 FAX 03-3579-4214
ky-tekisei2@city.itabashi.tokyo.jp

平成 30 年 4 月発行

刊行物番号 30- 4